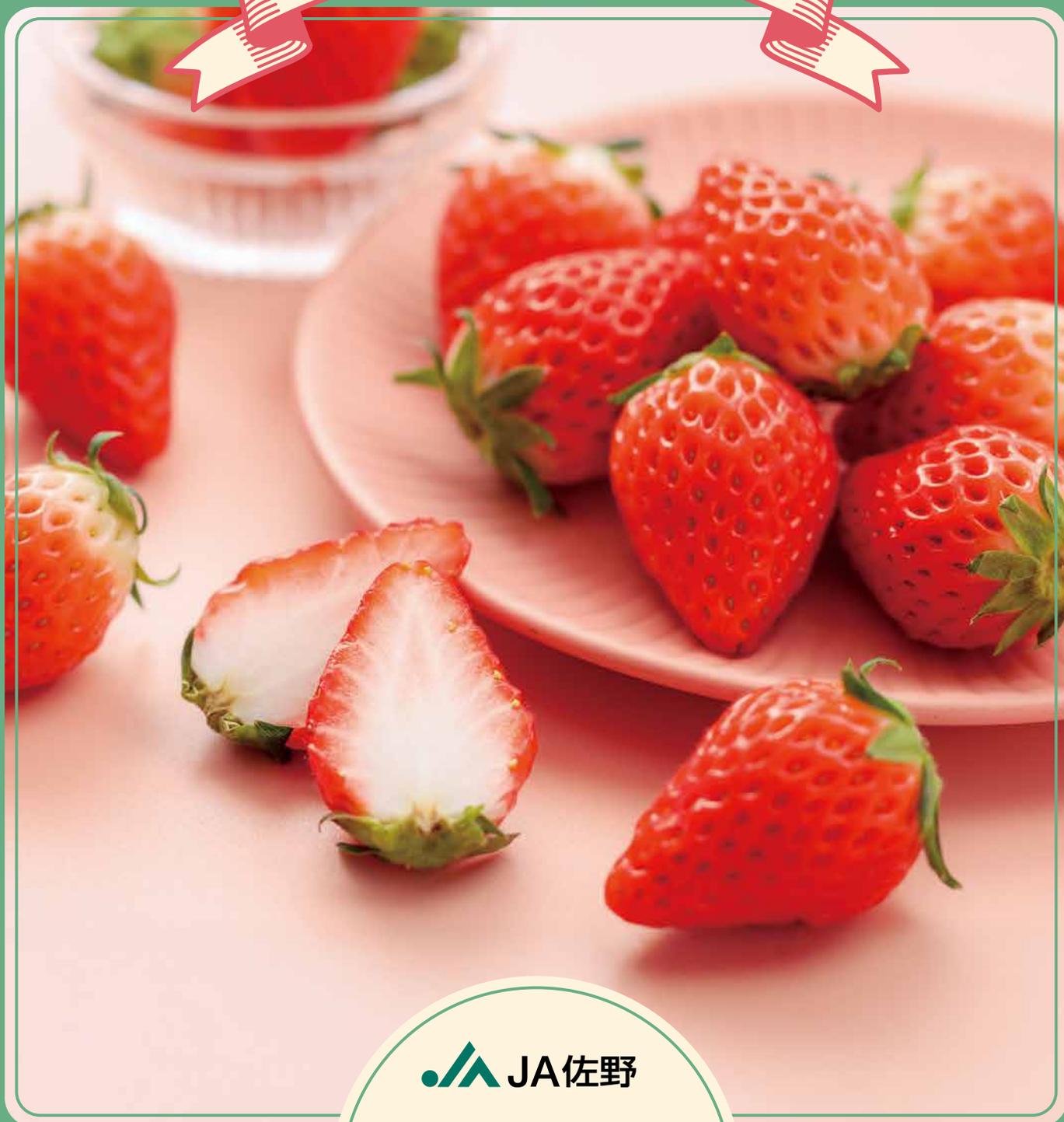


◆◆◆ JA佐野 業務のご案内 令和6年度の概要 ◆◆◆

DISCLOSURE

ディスクロージャー 2025



ごあいさつ



代表理事組合長
金井 猛弘

平素より、組合員・利用者の皆様には格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年度を振り返りますと、米価の高騰という異例の事態が発生し、農家組合員のみならず、消費者、そして社会全体に大きな混乱をもたらしました。園芸品目等の価格も高騰しておりますが、燃料費や肥料などの資材や物流にかかるコストも上昇しており、生産者の皆様には、厳しい経営環境に直面していると認識しております。

こうした状況により、農業・JAをめぐる情勢は厳しさと不透明さを増しておりますが、産地の農業生産を維持・拡大させるため、新規生産者の確保対策や既存生産者の規模拡大対策等を積極的に実施していきます。また、総合事業を営む農業協同組合として組合員・地域のために継続して機能発揮できるよう、持続可能な経営基盤確立・強化を引き続き取り組んで参ります。

JA佐野は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対する理解を一層深めていただくため、JAの各種事業や組織の概要、経営内容などを開示したディスクロージャー誌（令和6年度決算）を作成致しました。

皆様が当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも経営の透明性の確保に努めて参りますので、皆様の一層のご支援・ご協力をお願い申し上げ、発行に当たりましてのご挨拶と致します。

((目 次))

1. 経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	2
内部統制システム基本方針	3
4. 令和6年度事業の概況	7
5. 金融商品の勧誘方針	8
6. 利益相反管理方針	8
7. 地域貢献情報	9
8. リスク管理の状況	11
9. 自己資本の状況	16
10. 主な事業の内容	16
● 【J Aの概要】	26
1. 沿革・あゆみ	26
2. 役員構成（役員一覧）	26
3. 会計監査人の名称	26
4. 特定信用事業代理業者等の状況	26
5. 機構図	27
● 【経営資料】	28
I 決算の状況	29
II 損益の状況	55
III 事業の概況	56
IV 経営諸指標	64
V 自己資本の充実の状況	65
VI 役職員の報酬等	75
VII グループの概況	75
● 「経営者保証に関するガイドライン」にかかる取組方針	77
● J A佐野ご案内マップ	79
● 店舗のご案内	80

（注）本冊における表中の数値は単位未満切り捨てのため、合計に相違があります。
本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

1

経営理念

J A佐野は、豊かな自然と環境を大切に、組合員はもとより地域の皆様の期待と信頼に応えるとともに、人と自然が共生する農業生産振興を中心とした、各事業の展開を通して、地域社会に貢献します。



担い手づくり

農家所得の向上と農業を担う後継者の育成を目指します！

ファンづくり

地域に親しまれ、共に歩む、地域密着活動を目指します！

ひとづくり

環境の変化に適応した意識改革と人材育成の実践を図り、健全経営を目指します！

2

経営方針

営農・経済事業部門

新たな農業・農村政策に対応した地域農業づくりに努めるとともに、地元農産物の販売拡大と生産資材のコスト削減に取り組み、農家所得の向上に努めます。

信用事業部門

地域から信頼され、親しまれる地域密着型金融機関を目指して、農業及び生活金融サービスの体制強化に取り組みます。

共済事業部門

地域に密着した普及活動や契約者・利用者満足度を向上する施策に取り組むとともに、交通事故が発生した際の現場急行サービス、大規模災害発生時の損害調査支払体制の整備に努めます。

3

経営管理体制

経営等の執行体制

当J A佐野（以下、「当J A」といいます。）は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。さらに、金融共済事業・営農経済事業に専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、経営管理体制の強化を図っています。

内部統制システム基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」(添付のとおり)を遵守し、経営戦略の策定及び見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

コンプライアンスに関する体制

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適正性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合及び関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

〈運用状況について〉

組合の基本理念実践として、役職員の行動規範、倫理基準を定め、定期的な研修会の開催を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めている。業務分掌等により各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしたうえで、諸規程の整備・運用を実施している。自主(自店)検査、内部監査の実施、ヘルプラインの設置・運営により、不法行為の早期発見に努めている。さらに、監事による監査が実施されている。

情報管理に関する体制

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

〈運用状況について〉

情報セキュリティ基本規程及び個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応をはかっている。また、サイバーセキュリティ対策として、インターネット接続環境と業務ネットワークの分離、ホームページWebサイト改ざん検知の導入、連絡体制の構築及びFire Wallの脆弱性管理を行っている。

リスク管理に関する体制

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

〈運用状況について〉

リスク管理方針を策定し、組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに理事会で定期的な協議・検討を行っている。

業務の効率性に関する体制

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

〈運用状況について〉

中期経営計画及び事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。人材育成指針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

監事監査の実効性確保に関する体制

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
- ④ 当組合の適切な内部統制の構築・運用を図るため、県中央会と連携する。

〈運用状況について〉

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。県中央会と適宜連携した取り組みについて監事に共有している（内部統制システムに関する重大なリスクの把握と改善、内部監査の品質向上、内部監査も活用した改善状況のフォロー）。

業務の適正を確保する体制

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

〈運用状況について〉

子会社等において自主（自店）検査等により各部署の内部統制の構築・運用をはかるとともに、子会社管理規程を制定し、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努めている。

財務管理に関する体制

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適正な会計処理を行う。
- ② 適時・適正に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適正な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

〈運用状況について〉

経理規程・要領を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めている。

会員の行動規範

制定：令和元年7月4日

改正：令和4年3月8日

全国農業協同組合中央会

1 趣旨

「JAの基本的な取り組み・行動の方向」に基づき、組合員の営農・生活を支える持続可能な経営基盤を確立・強化するため、会員自らがめざす姿ならびに経営点検及び改善活動を実践するにあたって遵守する事項の共通の自主的な経営管理に関する指針として「会員の行動規範」を定める。

2 会員の行動規範

「会員の行動規範」は次のとおり定める。

(1) めざす姿

- ① 組合員等との徹底した対話を通じて、その意思反映と運営参画を図るとともに、社会の変化を捉え、JA経営の持続可能性と成長性を確保するための経営戦略を策定する。
- ② 経営戦略の達成度を測る指標に基づく自己評価・分析を行い、戦略の見直し・実践を継続的に行うための内部統制を構築する。

(2) 遵守する事項

- ① 法令等違反を発生させないコンプライアンス態勢を構築していること
- ② 内部管理態勢（内部統制・内部監査体制の確立ならびに実践）を構築していること
- ③ 経営課題の早期発見と不断かつ迅速な経営改革を通じて、組合員の営農・生活継続を支える持続可能な経営基盤を確立していること（会計監査人の監査報告書が適正意見であること（もしくは同等の内容が確保されていること）を含む）

(3) 中央会・連合会等

JAの不断の自己改革への取り組みや持続可能な経営のため、本会と連携して、支援する。

3 改廃

この規程の改廃は、本会理事会で決定する。

附則 この規程は、令和元年9月30日より施行する。

附則 この規程は、令和4年3月8日より施行する。

令和6年度は、「持続可能な農業・地域共生の未来づくり」をテーマとした第8次3か年計画の最終年度として、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の3つの柱として事業に取り組み、組合員・地域住民の皆様の理解醸成（訪問活動や広報活動）を進めて参りました。

米をはじめとする農産物価格が高騰する結果となりましたが、昨年同様に肥料・飼料等生産資材の価格、流通価格の高騰は、農家経営を圧迫しました。当JAはこの事態に対し、営農振興・担い手育成支援事業等の実施、また大口奨励措置を用意するなど農家経営の支援にあたりました。

「SNS」や「広報誌」を活用し、市内農産物の紹介や地域農業の魅力、地産地消の重要性などを広く発信した他、自己改革の実践に係る事業活動を各種報道機関や広報手段を活用し積極的に組織内外へ情報を発信しました。

また、内部統制システム基本方針に基づき、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆様に安心して組合をご利用いただくために、適切な内部統制の構築・運用に努めました。

さらに、アクティブ・メンバーシップの強化を目的に、組合員の要望や意見を伺い、常勤役員や職員が組合員のお宅へ訪問するなど、対話を進めています。

この結果、収支面では事業総利益24億80百万円、経常利益2億8百万円、当期剰余金は1億48百万円を計上、自己資本比率は19.92%となりました。

①信用事業

貯金につきましては、組合員・利用者から信頼され、「選ばれる金融機関」を目指し、令和6年度末総貯金2,230億円、うち個人貯金1,975億円の残高目標を掲げ、個人貯金の積み上げを中心に全職員で特別貯蓄運動に取り組み、総貯金残高2,229億円・前年度比100.4%、個人貯金残高1,973億円・前年度比100.1%となりました。

貸出金につきましては、融資残高の積み上げが安定的な収益の確保として重要であることから、組合員・利用者の多様な資金ニーズに応えるため農業資金や住宅・マイカーローンなどJAバンクローンの提案活動を展開いたしました。主な収入源である住宅ローン新規目標20億円は達成となりましたが、貸出金利の上昇等の影響や実行件数の減少から総貸出残高370億円、前年度比98.2%となりました。

②共済事業

複合渉外担当者を中心に、保障内容の点検活動（近況確認、請求漏れ確認、契約内容確認）非対面手続きの普及（Webマイページ、JA共済アプリの推進）総合保障の提案（ひと・いえ・くるま・農業）を取り組むことにより、自動車共済新契約10,790件、長期共済全体の当期増加高は206億円となりました。満期等による減少は357億円あり、共済保有高（保障）は3,079億円、前年度比95.3%となりました。

③購買事業

生産資材部門では農業・施設が前年度実績を上回り、生活物資部門では食品・燃料部門が前年度実績を上回り、購買事業全体では前年度比102.6%となりました。

<生産資材>

肥料・農薬部門では予約推進を重点に取り組み、農薬部門は前年度実績を上回りました。施設部門ではハウス施工関連の供給が増加し前年度実績を上回りました。農機部門では年3回の展示会開催や農業機械推進活動を行いました。前年度実績を下回る結果となりました。生産資材全体では前年度比105.1%となりました。

<生活物資>

葬祭部門では施行件数は前年度より34件増加したものの、家族葬など小規模な葬儀の増加による施行単価の低下が影響し前年度比99.9%となりました。食品部門では昨年度に引き続き、配食米・お茶等の推進を行いました。また、新たな取組としてグルメ直行便頒布会の取扱いを実施した事により、前年度比112.5%となりました。生活部門では新聞へのチラシの折込や展示販売・実演販売を行いました。前年度比83.2%となり、生活物資全体では前年度比100.4%となりました。

④販売事業

米価の大幅な価格高騰を踏まえ需要に応じた生産・有利販売に取り組みました。

実需からの要望に応じた「糯性大麦（もち絹香）」の直接販売を継続して行い生産者と実需者の顔が見える栽培講習会を開催しました。

マーケットインに基づく直接販売先への重点分荷を実施した結果、販売事業全体の取扱高は前年度比111.8%となりました。

<耕種>

米については主食用米のほか、加工用米、飼料用米及び政府備蓄米を取り扱い、需要均衡による米価の安定に取り組みました。イネカメムシの影響と考えられる不稔による収量減・食害による品質の大幅な低下はあったものの、米価の高騰（回復）により取扱高は前年度比160.8%となりました。麦については茎立ち期からの低温、4月からの高温により不稔、細麦傾向が助長され取扱数量は前年度比92.0%、取扱高は前年度比95.2%となりました。

<園芸>

苺は「とちおとめ」から「とちあいか」への品種転換をさらに進め、またきゅうり、トマトでは作柄が安定しました。ネギでは周年出荷に向けた品種検討と育苗を開始しました。それらを踏まえて直接取引の更なる拡大を図った結果、園芸全体の取扱高は前年度比104.3%となりました。

<畜産>

肉牛は、生産者の高齢化や飼料価格の高止まり等厳しい環境が続いている中、取扱高は肉牛で前年度比112.0%、子牛で前年度比106.0%となり、全体で前年度比110.4%となりました。

5 金融商品の勧誘方針

当J Aは、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

- ① 組合員・利用者の皆様の資産運用の目的、知識、経験及び財産の状況を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- ② 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- ③ 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
- ④ 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆様のご都合に合わせて行うよう努めます。
- ⑤ 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ⑥ 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

6 利益相反管理方針

当J Aは、お客様の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び監督指針等に基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）は次のとおりです。

(1) 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当J Aの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務に係るお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

(2) 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型及び主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

- ① お客様と当J Aの間の利益が相反する類型
- ② 当J Aの「お客様と他のお客様」との間の利益が相反する類型

(3) 利益相反の管理の方法

当J Aは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客様の保護を適正に確保致します。

- ① 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- ② 対象取引または当該お客様との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- ③ 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法（ただし、当J Aが負う守秘義務に違反しない場合に限り）
- ④ その他対象取引を適切に管理するための方法

(4)利益相反管理体制

- ① 当J Aは、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当J A全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとし、また、当J Aの役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- ② 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善致します。

(5)利益相反管理体制の検証等

当J Aは、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

7 地域貢献情報

(1)地域貢献に対する考え方

当J Aは、佐野市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助を共通の理念として運営される協同組織です。

当J Aの資金は、その大半が組合員の皆様などからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としております。当J Aでは資金を必要とする組合員の皆様方や地方公共団体などにもご利用頂いております。

また、J Aの総合事業を通じて地域の協同組合として、農家や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

(2)地域からの資金調達状況

貯金・積金平均残高

組合員等	175,739百万円
その他	46,480百万円
合計	222,219百万円

※上記「組合員等」には、地方公共団体等からの貯金・積立金10,711百万円が含まれています。

(3)地域への資金供給状況

①貸出金平均残高

組合員等	32,381百万円
その他	4,810百万円
合計	37,192百万円

※上記「その他」には、地方公共団体等への貸出金1,926百万円が含まれています。

このうちオリジナル商品は下記のとおりです。

- 年金定期貯金
- 年金予約定期貯金
- 退職金特別定期貯金
- 共済満期特別定期貯金
- 新農業資金

②融資取扱状況

融資取扱状況（平均残高）

住宅ローン	25,037百万円
教育ローン	84百万円
自動車ローン	1,105百万円
営農ローン	28百万円
農業資金	518百万円
日本政策金融公庫資金	-百万円
農業近代化資金	64百万円
畜産特別資金	-百万円
災害条例資金	-百万円
就農支援資金	1百万円
その他制度資金	0百万円
その他	10,351百万円
合 計	37,192百万円

※左記のうち、「日本政策金融公庫資金、農業近代化資金、畜産特別資金、災害条例資金等」は、制度資金といい、農業生産の振興や農業後継者の育成などを目的に、国等が一定の制度に基づいて行う融資のことを言います。

制度資金には、大別して、国・県の財政資金による融資と、JA資金を原資として融資を行い、国・地方公共団体が利子補給を行う融資があります。

前者の代表的なものは日本政策金融公庫資金（農業改良資金、就農支援資金含む）であり、後者の代表的なものは農業近代化資金、畜産特別資金となっています。

(4)文化的・社会的貢献に関する事項(地域とのつながり)

① 文化的・社会的貢献に関する事項

JAは農業者が中心となって構成され、地域農業の振興を図り、消費者に安全・安心な農畜産物を安定的に供給することを基本使命としています。このため、農業関連を中心に総合的な事業を展開しております。組合員以外の一般の方にも各種事業を利用させていただくことにより、地域経済・社会の発展に寄与する社会的責任、金融機関の一員として信用の維持・貯金者の保護を確保する公的使命を果たしています。

また、地元農産物の魅力や地産地消の取り組み発信のため、SNSを活用し、動画を公開した他、未来を担う子どもたちの健全育成支援として、スポーツ大会に市内農産物を提供するなど地域貢献に努めました。

② 組合員・利用者との関係性強化

当JAでは、組合員の交流を図るとともに、地域の皆様との結びつきを強化するため、地域農業への理解促進に努めた他、「年金友の会」、「趣味講座」などの活動を通じて、組合員・利用者の皆様との関係性強化に向けた取り組みを進めています。

③ 情報提供活動

組合員・地域利用者向け広報誌「あぐり+（プラス）」を発行し、生産者の活動やJA事業についてより多くの地域住民への関心と理解醸成に取り組むとともに、SNSを活用した情報発信しています。その他、地域に密着した情報や話題を提供しています。

一方、ホームページやYouTube、Facebook、X、LINEといったSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用し、各部署の活動やサービス・イベントの案内など幅広い情報の発信に努めるとともに、皆様からの情報やご意見をeメール等でも受け付けています。



リスク管理態勢

令和6年度は、マイナス金利の終了に伴う国債をはじめとした金利上昇や、食料品・燃料をはじめとした物価の上昇及び賃金の上昇など、幅広い分野でインフレがみられた一方で、円安や人手不足、海外景気の減速・停滞による逆風がみられるなど、今後の経済は極めて不確実性が高い環境にあります。

当JAは、このようなリスクを十分認識し、経営の健全性維持と安定的な収益性、成長性の確保を図るため、リスク管理態勢の充実・強化に努めます。

このために、新たにリスク管理基本方針、リスク管理規程を制定するとともに、諸規程、要領等を整備して、リスク管理の一環として位置付けるとともに、信用リスク・市場関連リスク・流動性リスク・事務リスク・システムリスク等各種リスクに対応した管理方針を整備し、役職員に周知することにより、リスクの種類に応じた管理を徹底します。

なお、共済事業については、全国共済農業協同組合連合会が定めた「JA共済コンプライアンス・リスク管理方針」に従い、管理運営します。

(1)信用リスク

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金、購買未収金等の元本や利息の回収が困難となり、JAが損失を被るリスクのことです。

当JAでは、一定金額以上の貸出先に対する貸出等に係る審査は本店の審査部門が担当し、貸出資産の健全性の維持・向上に努めます。審査にあたっては、特定の業種及び貸出先に偏ることのないよう留意するとともに、個別案件についても担保価値のみにとらわれることなく、貸出先の信用力、事業内容及び成長性を十分審査し、信用リスクの管理を徹底します。なお、大口信用供与については、理事会に附議するとともに、その信用供与先の経営状況等について定期的に理事会に報告します。

また、信用リスクを管理するために資産査定（自己査定）を実施して、信用リスクの程度に応じた適正な償却・引当を行います。

さらに、市場関連取引に係る信用リスクについては、取得に際しての格付け基準を設定するとともに、発行体毎に与信状況を定期的に管理します。

なお、融資・資金運用部門の担当者については、通信教育等の研修カリキュラムを実施するなど与信管理能力の向上に取り組めます。

(2)市場関連リスク

市場関連リスクとは、資産（貸出金・有価証券など）・負債（貯金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動に伴う「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」並びにこれに関するリスクのことです。

当JAでは、余裕金運用に係る理事会に次ぐ意思決定機関として、ALM委員会を設置・運営し、理事会で定めた運用方針に基づき、資産・負債構成のバランス状況、市場リスクの管理方針・運用方針の策定、運用状況やリスク管理の状況等について、過大なリスクを負担していないか等を確認・協議します。これらの運用状況やリスク管理等については、定期的に理事会に報告します。

ALM委員会は、常勤役員・各部室長・関係課長で構成し、毎月開催しています。

(3)流動性リスク

流動性リスクとは、JAの財務内容の悪化や信用の失墜により、必要な資金の確保ができなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、ALM委員会においてJA全体の資金繰りリスクを統合管理します。

また、こうしたリスクに対応するため、常に資金バランスに留意し、適正な支払準備資産を確保します。

(4)事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、JAが損失を被るリスクのことです。

当JAでは、全ての業務に常に事務リスクが存在することを認識し、規程・要領等の整備や研修・指導の充実に努めます。さらに、不正・不祥事件に対しては、迅速かつ適切な対応をします。

また、日常の事務リスクに対応するための監査室を設置し、内部監査の充実・強化により、規程等の遵守状況をチェックし、事故の未然防止のための管理態勢を監査します。

(5)システムリスク

システムリスクとは、コンピュータ・システムの停止または誤作動など、システムの不備等やコンピュータが不正に使用されることにより、JAが損失を被るリスクのことです。

当JAでは、系統グループである中央会・農林中金・全農・全共連等と連携の上、コンピュータ・システムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めます。

また、コンピュータの不正利用防止についても日常のチェックシステムや各種監査によるチェック体制を整備して事故防止に努めます。

さらに、顧客情報の保護等セキュリティ管理や防犯・防災等に細心の注意を払い、システムの安全性・信頼性の維持を図ります。

(6) 法務リスク管理

法務リスクとは、J A 経営、取引等に係る法令・定款、規程等に違反する行為並びにその恐れのある行為が発生することで、当 J A の信用の失墜を招き、当 J A が損失を被るリスクです。

J A 事業は信用・共済・経済等の幅広い活動を通じて、地域社会の発展と組合員のより豊かな生活設計へのお手伝いをさせていただくという、社会的使命と責任を担っています。

当 J A では、経営理念・基本理念・コンプライアンスマニュアル等に則り、リスクを適切に把握・管理し、コンプライアンス態勢の構築を図ります。

(7) 評判リスク

評判リスクとは、資産の健全性や収益力、自己資本、規模、成長性、利便性など J A の評判を形成する内容が劣化し、J A への安心度・親密度が損なわれることにより、J A の評判が低下するリスクのことです。

当 J A に対する評判を適切に把握し、積極的に J A の経営内容を情報開示することにより、組合員・利用者から信頼される経営を目指します。

(8) その他リスク

その他のリスクとは、上記リスク以外の法令等の制定・改廃、新商品の発売、新規業務の開始等に伴い被るさまざまなリスクのことです。

当 J A では、各々のリスク管理部署が経営方針に則り、適切にリスクを把握・管理することにより、的確なリスク管理態勢の構築を進めます。

法令遵守の態勢

金融機関の業務内容、直面するリスクの多様化・複雑化という情勢を踏まえ、徹底した自己責任原則に基づき、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行っていくことにより、金融機関としての社会的責任を果たしていくことがより一層求められていると認識しております。

そのため、当 J A の役職員の行動規範としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員一人一人がその趣旨を踏まえて日常の業務運営に取り組んでおります。

また、J A グループ内におけるコンプライアンス態勢の一環として、J A 栃木ヘルプライン（J A グループ内部通報制度）を構築しております。さらに、全国 J A ヘルプラインも構築されております。J A の役職員等からの通報により、早期に問題点を発見し、不祥事の未然防止並びに内部けん制機能の強化に努めております。

金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページに公表しています。

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争への対処に係る措置を次のとおりとしています。

a 信用事業

①の窓口またはJAバンク相談所 ○JA栃木ヘルプライン（受付電話番号 03-6837-1359）にお申し出ください。必要により埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センターと協議致します。

b 共済事業

次の外部機関を利用することとしています。

JA共済相談受付センター（受付電話番号 0120-536-093）

（一社）日本共済協会共済相談所（受付電話番号 03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<http://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

内部監査体制

内部監査部門については事業推進部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

内部監査は、JAの本店・支店・子会社のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップするとともに、監査結果の概要は定期的に理事会に報告しています。

貸出運営の考え方

組合員や地域住民の皆様への農業関連融資や住宅ローン、マイカーローンなど、各種ローン商品を提供し、皆様に有効活用していただくことが大きな責務と考えております。

また、JAは大切な財産を貯金としてお預かりし資金を運用致しますが、ご融資に際しましては、農業協同組合法や関連法令を遵守するとともに、内部規程の定めるところにより、適正な業務運営と健全な融資に努めております。

マネー・ローンダリング等の防止および反社会的勢力等の排除に向けた取り組み

昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。

当JAは、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等を設定し、組合員加入をはじめ各種取引からの排除に取り組んでおります。

プライバシー・ポリシー

当JAは、個人情報保護に対する社会的要請を十分に認識し、組合員等利用者の皆様の個人情報の適正な取り扱いを推進していくことが、公共性を有するJAとしての重大な社会的責務と考えております。

当JAは、このような責務を十分果たしていくとともに、安全・安心なサービスを提供し、皆様に信頼されるJAであり続けるため、個人情報保護方針に従い、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

佐野農業協同組合個人情報保護方針

佐野農業協同組合

佐野農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得致します。

4. 安全管理措置

当組合は、取り扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者及び委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等(保護法第16条第1項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報(保護法第2条第5項)及び匿名加工情報(保護法第2条第6項)の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以上

9 自己資本の状況

自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年2月末における自己資本比率は、国内業務のみを営む金融機関の基準である4%を大きく上回る19.92%（前年度19.78%）となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資2,665百万円（前年度2,710百万円）積立金等の内部留保により構成されています。なお、全額コア資本に係る基礎項目に参入しています。

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

10 主な事業の内容

事業のご案内

JAは、さまざまな事業部門を持った総合的な事業体です。事業の利用は組合員ばかりでなく、広く組合員以外の皆様にもご利用いただくことができます。また、当JAでは34人のファイナンシャル・プランニング技能士（2級）を配置し、組合員・利用者のライフスタイルやニーズ（貯蓄計画、税金対策、相続問題等）に応じた総合的な生活設計計画（ライフプラン）を提案しております。

▼ 次に主な事業についてご案内致します。 ▼



信用事業



信用事業は、貯金・融資・為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を指します。

この信用業務は、JA・農林中金が有機的に結びつき、実質的にひとつの金融機関として機能するJAバンクシステムとして大きな力を発揮しています。

あわせて、皆様からお預かりした大切な貯金を守るため、法律に基づく公的な制度である貯金保険制度に加え、全国のJAがお互いに協力しあって安心を支える破綻未然防止システムの二重の仕組み（JAバンク・セーフティネット）を築いています。

貯金業務

組合員はもちろん、地域にお住まいの皆様からの貯金をお預かりしております。当座貯金、普通貯金、決済用貯金、スーパー定期、期日指定定期、定期積金、総合口座などの各種商品を、目的や期間にあわせてご利用いただいております。

→ 当座貯金

お支払いに小切手、手形などをご利用いただける貯金です。商店・会社等の事業用の口座として大変便利です。

→ 普通貯金

お預け入れ・お引出しが自由にできる貯金です。公共料金等の自動引き落としや、各種クレジット代金の自動振替、給料・年金の自動振込等、日常生活に必要なお金をお財布代わりに出し入れできる利便性を持っています。ただし、ATMによる1日あたりの利用限度額は原則として下表のとおりとなっております。また、ペイオフでも全額保護される決済用貯金も取り扱っております。

1日当りの引出限度額			
		県内JAのIC・生体認証対応ATM	その他ATM(※)
JAのカード	磁気キャッシュカード	50万円	50万円
	ICキャッシュカード	100万円	100万円
	生体認証カード	200万円	100万円

(※)その他ATMとは、県内JAのIC・生体認証化未対応ATM及び他県のJAのATM、提携金融機関のATM、提携コンビニATMをいいます。

→ スーパー定期貯金

いくらからでも預けできる身近な定期貯金です。期間は1か月～5年以内で3年以上のものは半年複利で計算され、とても有利です。

→ 期日指定定期貯金

300万円未満の資金運用に1年毎の複利で計算します。据置期間(1年)経過後はご自由に満期日を指定できるほか、一部解約もでき、大変便利な定期貯金です。

→ 積立式定期貯金

マイペースに積み立て、将来に備えてまとまった資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。ご利用者が、あらかじめ指定した目標日に積立元利金合計額を一括して受け取る「満期型」と満期日を定めない積立自由な「エンドレス型」があります。

融資業務

農業関連融資をはじめ、住宅ローンやマイカーローンなど、各種ローン商品を組合員や地域の皆様に提供しています。
また、地方公共団体、農業関連産業などへのご融資や、(株)日本政策金融公庫等の融資の申込みのお取次ぎもしております。

→ 農業資金

農業施設や農機具購入など農業に関するさまざまな用途にご利用いただけます。



→ 総合口座

「貯める・使う・借りる」を一冊にした万能口座です。いざというときには定期貯金の90%以内、最高300万円まで自動的にご融資させていただくことも可能です。

→ 通知貯金

据置期間(7日間)経過後はお引き出しが可能となりますが、その場合には、2日以上前にお知らせください。

→ 貯蓄貯金

普通貯金と同じように出し入れ自由で、短期のお預け入れに最適です。お預け入れ残高に応じて金利が段階的に高くなります。

→ 大口定期貯金

1千万円以上のまとまった資金の運用として、1か月～5年以内の期間が自由に選べる安全で有利な利回りの貯金です。

→ 変動金利定期貯金

6か月ごとに利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。満期までの期間中に、金利が上昇すれば、固定金利の商品よりも有利に運用することができます。ただし、金利下降時には固定金利よりも低くなることもあります。お預入期間は3年で、お利息を半年複利で計算します。

→ 定期積金

将来の生活設計のため、ご結婚の準備など長期計画に備えて資金を蓄えるのに最適です。1回の掛金が千円以上、期間は6か月～7年以下となっております。

→ 住宅ローン

マイホームの新築・増改築、中古住宅の購入、土地購入など幅広くご利用いただけます。他金融機関等すでにご利用の住宅ローンの借換にもご利用いただけます。

→ マイカーローン

新車や中古車の購入をはじめ、修理・車検費用など、さまざまな用途にご利用いただけます。

→ リフォームローン

住宅の増改築や補修資金など住宅全般に関するリフォーム資金や、環境保全に貢献できる「太陽光発電システム・エコキュート・オール電化等」の設置・購入資金などにご利用いただけます。

→ カードローン

あらかじめ決められたお借入れ枠の範囲内なら、いつでも何回でもご利用いただけます。急な出費の際の強い味方です。

→ 教育ローン

お子様の入学金や授業料はもちろん、アパート代や下宿代等の住居費など、教育に関するさまざまな用途にご利用いただけます。

為替業務

全国 J A・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J A の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替を取り扱っております。

国債窓口販売

固定3年・5年・変動10年個人向け国債の窓口販売の取り扱いをしております。個人向け国債は毎月募集(翌月発行)しております。

サービス・その他

当 J A では、次のようなサービスを提供しております。

- コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取り・各種自動支払いや事業主の皆様の給与振込サービス・自動集金サービス・口座振替サービス・デビットカードサービスなどの取り扱い。



- 来店不要で、いつでもどこでもスマホ1つで簡単。手軽に管理できる「JAバンクアプリ」と、いつでも手続きができる「JAバンクアプリプラス」の2つのアプリ。
- 貸金庫のご利用、全国の J A での貯金の出し入れや銀行・郵便局・信用金庫、更にはセブン銀行・イーネット・ローソンの A T M などでも現金引き出しのできるキャッシュサービス。

- パソコンや携帯電話からインターネットを利用し、年中無休で24時間いつでも残高照会や振込・振替等ができる「J A ネットバンク」サービス。

- 組合員・利用者の方々に安心・便利で多彩なサービスの一環としてご提供している J A カード(クレジットカード)の取り扱い。また、I C キャッシュカード機能とクレジット機能が一枚となった便利な一体型カードの取り扱い。

- J A 窓口に向くことなく自宅や外出先からネットバンク経由で、国・地方公共団体等への税金・公共料金等の各種料金の支払いができるマルチペイメントネットワークサービス。

その他、近時、社会問題となっております金融詐欺犯罪対策として、本人確認の徹底、ホームページ等での注意喚起など、各種対応を講じております。

ご利用者対応

「一般社団法人 J A バンク相談所」を設置し、J A の信用事業に関する苦情等の受付をしております。利用者の方から苦情等の申し出があった場合は、これを誠実に受け止め、円滑な解決が図られるよう取り組んでおります。(受付電話番号 03-6837-1359)

また、通帳やカードの盗難・紛失等があったときの事故防止のため、「集中監視センター」を設置し24時間体制で対応しております。利用者が安心して J A の信用サービスを受けられるよう努めております。(受付電話番号 0120-08-2065)

手数料一覧

1 受入為替手数料 (為替に関するもの)

種類	区 分	当JA 本支店 注a	県内JA	県外JA	他金融 機関	取扱手数料項目	料金基準	金 額	備 考
振込 手数料	窓口(電信扱い)	550円	1,100円	1,100円	1,100円	定時自動集金手数料 (当JA内)	1件当り	55円	(当JA 本支店)
	窓口(文書扱い)	550円	1,100円	1,100円	1,100円	定時自動送金手数料 (当JA内)	1件当り	55円	(当JA 本支店)
						(当JA外)		550円	(他行、 他JA)
	ATM(カード)	無料	550円	550円	550円	口座振替手数料	1件当り	110円	
	ATM(現金)	330円	550円	550円	550円	振込・送金の組戻料	1通につき	660円	
	ATM(他行カード)	330円	550円	550円	550円				
送金 手数料	ネット バンク	3万円未満	無料	110円	165円	代金取立 手数料 注b	無料	660円	1,100円
		3万円以上	無料	220円	330円	330円			
送金 手数料	普通	送金小切手 1件	440円	440円	660円	660円			
種 類	区 分		自店 支払	当JA 本支店	電子 交換	個別 取立			
	普通	1通につき	無料	660円	1,100円				
至急	1通につき	880円				1,650円			
その他 諸 手 数 料	○他行向け税金・公共料金取次料(足銀を除く) 550円					550円			
	○振込送金の組戻料 1通につき					660円			
	○不渡手形返却料 1通につき					1,100円			
	○取立手形組戻料 1通につき					1,100円			
	○取立手形店頭呈示料 1通につき					1,100円			
ただし、1,100円を超える取立経費を要する場合は、その実費を徴する。									

※上記の金額には、消費税および地方消費税を含む。

※注a・・・窓口扱いの同一店舗内振込手数料は、JA本支店振込手数料に準ずる。

※注b・・・株式会社配当金領収書の代金取立手数料も所定の手数料を徴収する。

※視覚障がい者・手が不自由な方の窓口振込手数料は、ATM(カード)振込手数料に準ずる。

2 キャッシング・サービス利用手数料

利用時間		手数料
平日	8:45 ~ 19:00	無 料
土・日・祝日	9:00 ~ 17:00	

3 ATM利用手数料(1回につき)

キャッシングカードの種類	曜日	支・受	時間帯	手数料	キャッシングカードの種類	曜日	支・受	時間帯	手数料		
JA カード	当JAカード 県内JAカード	平日	支 払	8:45~21:00	無 料	他 行 カ ー ド	平日	支 払	8:45~18:00	110円	
			受 入	8:45~21:00				//	18:00~19:00	220円	
		土・日 祝 日	支 払	9:00~17:00			土曜日	支 払	9:00~14:00	110円	
			受 入	9:00~17:00				//	14:00~17:00	220円	
	全国JA カード	平日	支 払	8:45~18:00	無 料		当JAのカードを ゆうちょ銀行の ATMで利用する 場合	日曜・祝日	支 払	9:00~17:00	220円
			//	18:00~19:00					支 払 受 入	8:00~8:45	110円
受 入			8:45~18:00	平日		//		8:45~18:00	110円		
//			18:00~19:00	//		18:00~21:00		110円			
土曜日		支 払 受 入	9:00~14:00	土曜日		支 払 受 入		9:00~14:00	110円		
		//	14:00~17:00			//		14:00~17:00	110円		
日曜・祝日	支 払 受 入	9:00~17:00	日曜・祝日	支 払 受 入	9:00~17:00	110円					

※上記の金額には、消費税及び地方消費税を含む。

4 その他信用手数料（為替以外の役務に関するもの）

取扱手数料項目	料金基準	金額	備考	
残高証明書発行手数料	1件当り	330円		
融資見込証明願発行手数料	1件当り	11,000円	融資見込証明通知書は除く	
信用調査手数料（データバンク等）		実費×1.5		
割賦返済貸出に係る手数料 『下記資金も該当』 ・協同住宅ローン（KHL）保証商品 ・三菱UFJニコス（ニコス） ・要項資金	全額繰上返済（系統内含む） *KHL住宅ローンへ系統ローンをおまとめ	1件当り	5,500円	
	全額繰上返済（借換償還）※系統内借換は除く *KHL住宅ローンへ系統ローンをおまとめ	1件当り	11,000円	
	一部繰上返済	1回当り	5,500円	
	条件変更		5,500円	
『保証会社の（に対する）手数料』 協同住宅ローン（株）（KHL）に対する繰上返済手数料	全額繰上返済		一部繰上返済	
	住宅ローン（新築・借換）	11,000円	5,500円	
	リフォームローン	3,300円	3,300円	
『固定変動選択型商品』住宅ローン（各種保証会社等）および農住等貸付資金の固定金利に関する手数料 『下記資金も該当』 ・協同住宅ローン（KHL）保証商品	固定金利を選択する場合:固定金利選択事務手数料		※注 5,500円	
	特約期間中に繰上返済を行う場合 『下記資金も該当』 ・協同住宅ローン（株）（KHL）保証商品	繰上返済額5百万円未満の場合	22,000円	※注 当初、再度固定金利を選択する場合または変動金利から固定金利を選択場合（協同住宅ローン保証も含む）
		繰上返済額5百万円以上1千万円未満	33,000円	
		繰上返済額1千万円以上の場合	44,000円	
国債窓販の保護預り手数料	1ヶ月	無料		
株式払込金取扱手数料	一括払	払込額×0.25%×(1+消費税率)+実費		
住宅ローン事務手数料（プロパー含む）	5百万円以下	11,000円		
	5百万円超	55,000円		
取引履歴明細発行手数料（どちらか選択）	1取引先当り	1,100円	※公的調査のための依頼の場合は除く ※H10年1月以降の国民年金保険料の納付履歴は無料（H19.7.26より）	
	1口座当り	1,100円		
住宅取得年末残高証明再交付	1件当り	330円		
火災保険質権設定手数料		220円		
硬貨取扱い手数料	1～ 50枚	無料	・お取扱い1件当りの手数料 ・持込枚数あるいは、受け取り枚数のいずれが多い方を対象 ・入出金の場合も同様です ・1営業日の複数回の回数を累積カウントし該当手数料無料 ・同一金種、汚損の交換	
	51～ 500枚	550円		
	501～1000枚	1,100円		
	500枚毎加算	550円		
個人情報—利用目的開示手数料	1件当り	500円	郵送料実費を別に徴収	
媒体持込手数料	1ファイル当り	5,500円	紙、電子媒体	
通帳発行手数料	口座開設時	1,100円	*18歳未満・70歳以上・年金新規請求者（指定替え含む）・新規給付振込指定者は除く	
未利用口座管理手数料	対象口座残高10,000円未満	1,320円	年間	

5 その他

取扱手数料項目	料金基準	金額	備考
小切手帳	1冊当り	11,000円	
約束手形代	1冊当り	11,000円	
マル専約束手形	1枚当り	550円	
マル専口座開設手数料	新規初回	3,300円	
入金帳	1冊当り	無 料	
カード・通帳・証書再発行手数料	1件当り	550円	※紛失通帳の解約 ＝通帳再発行後解約 残1,000円未満無料 残1,000円以上有料
ICキャッシュカード発行・更新手数料	1件当り	無 料	
自己宛小切手発行手数料	1件当り	1,100円	
約束手形代（手形貸付）	1枚当り	220円	
証書貸付手数料	1 式	5,500円	※農業制度資金を含む ※農業近代化資金、就農支援 資金は無料。
夜間金庫利用料	月 額	2,200円	
貸金庫使用料（年間）	A型（59×30×8）	8,800円	田沼支店
	B型（59×30×16）	11,000円	
	C型（59×30×24）	13,200円	
	全自動（35×26×10）	10,560円	佐野南支店
	全自動（35×26×10）	13,200円	佐野中央支店
	全自動（35×26×14）	18,480円	

6 法人ネットバンク手数料

手数料種類		金額			
月額基本手数料（前月分を毎月20日に徴収）					
照会・振込サービス月額手数料		1,100円			
データ伝送サービス月額手数料		2,200円			
		当JA本支店	県内JA	県外JA	他金融機関
振込（振替）手数料・総合振込手数料	3万円未満 1件	無料	55円	55円	220円
	3万円以上 1件	無料	110円	110円	440円
給与・賞与振込手数料	3万円未満 1件	無料	無料	無料	220円
	3万円以上 1件	無料	無料	無料	220円

取扱手数料項目	料金基準	金額	備考
口座振替手数料	1件当り	55円	
口座確認手数料		—	



共済事業



J A共済は生命・損害・医療の3分野の保障を取り扱っております。
組合員・利用者の皆様が安心して暮らせるように、渉外担当者を中心に「ひと・いえ・くるま・農業」のさまざまなリスクに対する幅広い保障をご提案しております。



長期共済

共済期間が長く(5年以上)、事故があったとき、または満期のときに共済金が支払われます。主なものは次のとおりです。

→ 終身共済

一生涯にわたる万一の保障が確保できます。ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計できます。

→ 介護共済

公的介護保険制度に定める要介護状態に備えられる充実保障です。介護の不安に一生涯備えられます。

→ 養老生命共済

万一のときの保障と、計画的な貯蓄への備えが両立できます。特約で保障内容を自由に設計できます。さらに「医療共済」とのセットプランもご用意しております。

→ 医療共済

日帰り入院からまとまった一時資金を受け取り、一生涯保障や先進医療保障などライフプランに合わせて自由に設計できます。

→ こども共済

お子様・お孫様の成長に合わせて祝金（または学資金）を受け取ることができます。ご契約者が万一のときは、満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。

→ 特定重度疾病共済

三大疾病やその他生活習慣病による、継続的・慢性的な治療や療養に備えることができる保障です。

→ 定期生命共済

一定期間の万一のときをお手頃な掛金で保障するプランです。

→ 予定利率変動型年金共済

あらかじめ契約した一定期間、または生涯にわたり年金を受け取ることができます。契約当初5年間は予定利率を固定し、6年目以降は1年ごとに予定利率を見直し、かつ最低保証予定利率が設定されているので安心です。

→ がん共済

がんによる入院・手術を保障します。がん診断時や長期治療のときは一時金をお支払いします。

→ 建物更生共済

火災・落雷はもちろん地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また保障期間満了時に、満期共済金をお受け取りいただけます。

→ 生活障害共済

病気やケガにより身体に障害が残ったときの、収入の減少や支出の増加に備えることができる保障です。

短期共済

共済期間が短く(5年未満)、事故があったときに共済金が支払われます。また、掛捨てですので掛金は戻りません。主なものは次のとおりです。

→自動車共済(クルマスター)

自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を過失割合に関係なく補償するとともに、お車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障します。

→火災共済

建物や建物内に収容されている動産が火災や落雷、破裂、爆発などによって損害を受けたときに保障します。

→自賠償共済

人身事故の被害者保護のため、法律ですべての自動車に加入が義務づけられている共済です。

→傷害共済

日常生活での不慮の事故による死亡・負傷に応じて定額の共済金が支払われる共済です。

共栄火災保険商品

共栄火災保険商品の取り扱いをしています。主なものは次のとおりです。

→JA安心倶楽部

(JA団体傷害保険)

ケガによる死亡や後遺障害、入院・通院、自転車事故等の日常生活における他人への賠償責任、携行品の損害まで、日常生活の偶発的の事故を補償する保険です。

→JA自転車倶楽部

自転車事故をはじめとした日常生活における賠償責任(示談代行サービス付)と交通事故等によるケガを補償する、JA組合員向けの商品です。

→個人用火災総合保険

(Happy Home2)
(安心あっとホーム)

利用しやすい保険料で火災はもちろん、自然災害を含めた幅広い補償をニーズに応じて提供する掛捨て型の火災保険です。「Happy Home2」は住宅ローン利用者向け保険、「安心あっとホーム」は住宅ローン利用者向け以外の保険です。

→golfer保険

ゴルフのプレイ中、練習中などの本人のケガ、他人にケガをさせた場合、用具の盗難・損害、ホールインワン、またはアルバトロス達成時の補償がワンセットになった保険です。

購買事業

購買事業は、肥料や農業生産に必要な物資を共同購入し、それを組合員や地域の皆様へ供給する事業です。この事業は、計画的な購入によって、安い単価で仕入れ、流通経費を節約して、組合員や地域の皆様に安全・安心・良質な品物を提供するものです。

取り扱い品目は、肥料・農薬・農機具等の農業生産に必要な資材から、生活用品・米・食品はもちろん、住宅関連施設も取り扱っています。

●葬祭事業

突然のご不幸に見舞われた時に、家族葬から社葬まで幅広いニーズにお応え出来るよう24時間体制で受付を行っています。

ご連絡先  フリーダイヤル 0120-24-2960

●食材事業

新鮮で栄養バランスのとれた安心な食材の宅配サービスをお好みに合わせて取り扱っています。

ご連絡先  27-1328 (安定食材センター)



販売事業

販売事業は、組合員が生産した農畜産物などを共同で販売することで、より高い収入を得られるようにしているというものです。

消費者の皆様のニーズに応じた「安全・安心な農畜産物」を安定的に供給できるよう生産・販売体制の強化に取り組んでいます。また、地産地消運動を推進し、地元で生産された農産物を地域の皆様に提供するため、直売所の運営にも取り組んでいます。

このように、農産物の供給を通じて消費者との連携をすすめ、農業の持続的発展を目指します。



指導事業



指導事業は、営農指導事業と生活指導事業に大別されています。

これらは、組合員の営農活動・生活活動がより効果的に行われることを目的に行っています。

直接収益を生み出すという事業ではありませんが、販売・購買・信用・共済などの事業の要です。

営農指導事業

J Aの営農指導は、単に技術指導を行うだけでなく、農産物を安定的に供給していくためのマーケティング対策や組合員の農業経営全般について支援し、認定農業者や集落営農組織の育成など、農業政策に対応した農業経営を確立するよう働きかけていくものです。すなわち、生産から流通までの仕組みをJ Aの総合的な力で支援・援助することによって、個々の農家では難しい所得の増大を集団の力で実現しているとするものです。

また、安全・安心な農畜産物を消費者に提供し、「食」に対する信頼性を確保するため、J Aグループを挙げて「農産物生産履歴記帳運動」を推進しており、これらの生産履歴記録をもとに、生産情報の公開に向けた取り組みを進めています。

生活指導事業

生活指導は、地域社会との共生や高齢化社会への対応等のため、「生活指導を通じた安心で豊かな暮らしづくり」を目的として、組合員及び広く地域住民を対象に、地域社会の活性化に貢献しています。

●地域社会との結びつき強化に向けた活動

組合員や地域の皆様のニーズに応えた魅力あるグループの育成、行政と連携した食農教育などを行っています。また、農業体験セミナーや市民農園の貸し出しなどにより、自然とのふれあいや栽培することの喜びを体験していただいています。直売所等を核として、消費者との交流も深めています。

●健康管理活動

組合員とその家族が健康で生き生きと暮らし、さらに地域住民の健康志向に応えるため、関連病院との連携による健康診断、日本型食生活の推進、食の安全・安心に関する食育セミナー等を行っています。

●J A女性会活動の支援

J A女性会は、住みよい地域社会作りを目指して、様々な活動を展開しており、J Aはその自主的活動を支援しています。



資産管理事業



組合員が所有する土地の有効活用やアパートの管理・仲介業務を行っています。

また、組合員に対して資産の有効活用を支援するため、ご希望に沿った提案を行うとともに、法務・税務に関する資産相談を行っています。



利用・加工事業



共同乾燥調製施設・育苗施設等を設置して、組合員や地域の皆様にご利用いただいております。

また、組合員が生産した農産物を加工（みそ等）する事業も行っています。



福祉事業



居宅介護支援センターでは、高齢化社会に対応した取り組みを行っています。介護に関する相談・疑問等、お気軽にご連絡・ご相談下さい。介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護サービス計画（ケアプラン）を作成致します。

J A佐野居宅介護支援センター

☎ 86-8861

「介護が必要かなぁ？」
 ……と思ったら…
JAのケアマネジャーに
お電話下さい。（相談無料）

※ケアマネジャー（介護支援専門員）は、介護が必要な高齢者の介護サービス計画（ケアプラン）を作り、高齢者の暮らしを援助します。




「国消国産」JAグループ統一運動



「国消国産」JAグループ統一運動を通じて、農業に関する国民理解の醸成をはかるとともに、「地産地消」や国産農畜産物の消費拡大を通じて「国消国産」をすすめています。

系統セーフティネット

—貯金者保護の取り組み—

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

● 「JAバンクシステム」の仕組み

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫（JAバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆様に、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として機能する「JAバンクシステム」を運営しています。

● 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法（農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

● 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

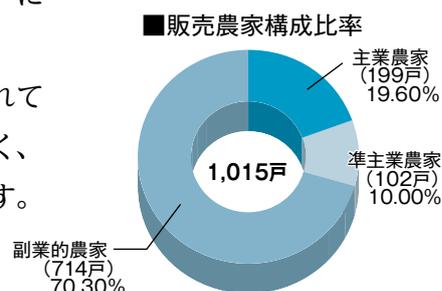
なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2023年3月末現在で4,708億円となっています。

JAの概要

1 沿革・あゆみ

当JAは、平成13年3月に旧佐野市・旧田沼町・旧葛生町の3市町の3JAが合併して誕生しました。その後3市町の合併にともない、平成18年2月にJAの名称を、「JA安佐」から「JA佐野」に変更して現在に至ります。

栃木県南西部に位置し、米麦の他イチゴやかき菜などが栽培されています。関東の東西、南北の高速道路が交差するなど交通の便がよく、東京から70km圏内にあるという地の利を活かし、事業を行っています。



2020年農林業センサスより

2 役員構成 (役員一覧)

(令和7年5月末現在)

区分			氏名	区分			氏名
役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無		役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	
組合長	常勤	有	金井 猛 弘	理事	非常勤	無	土澤 栄
専務理事	〃	〃	高橋 俊 博	〃	〃	〃	石山 昌 良
常務理事	〃	無	田所 稔 稔	〃	〃	〃	葛山 郁 子
常務理事	〃	〃	山崎 一 広	〃	〃	〃	武井 静 江
理事	非常勤	〃	五十部 正	〃	〃	〃	前原 保 夫
〃	〃	〃	新樂 和 良	〃	〃	〃	縫田 岳 司
〃	〃	〃	橋本 良 巳	〃	〃	〃	山崎 税 三
〃	〃	〃	崎 博 貴	〃	〃	〃	川上 雄 三
〃	〃	〃	小堀 和 彦	〃	〃	〃	篠原 幸 雄
〃	〃	〃	青木 勉 也	〃	〃	〃	岡田 幸 男
〃	〃	〃	澁江 俊 也	〃	〃	〃	慶野 仁 一
〃	〃	〃	矢澤 信 幸	〃	〃	〃	君田 聖 浩
〃	〃	〃	永島 耕 作	〃	〃	〃	熊倉 悦 司
〃	〃	〃	佐瀬 芳 治				

区分			氏名	区分			氏名
役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無		役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	
代表監事	非常勤	—	島田 一 郎	監事	非常勤	—	向田 紀 之
監事	〃	—	山口 幸 雄	常勤監事	常勤	—	加藤 泰 久
〃	〃	—	太田 守 守	員外監事	非常勤	—	古 浩 史

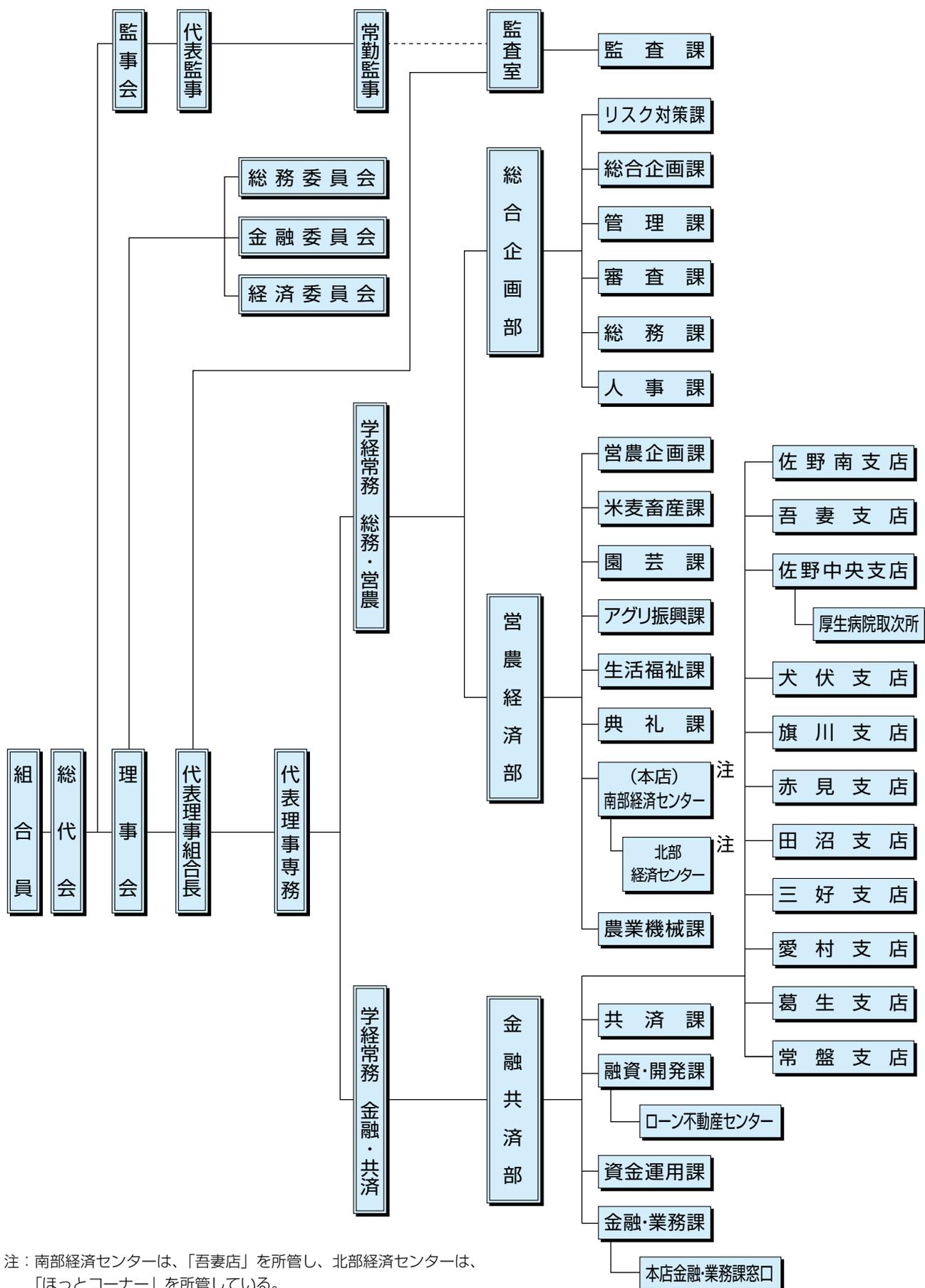
3 会計監査人の名称

みのり監査法人 (令和7年5月現在) 所在地 東京都港区芝

4 特定信用事業代理業者等の状況

該当する事項はありません。

5 機構図 組織機構図 (令和7年5月末現在)



注：南部経済センターは、「吾妻店」を所管し、北部経済センターは、「ほっとコーナー」を所管している。

経営資料

● I 決算の状況

1. 貸借対照表	29
2. 損益計算書	30
3. キャッシュ・フロー計算書	32
4. 注記表	34
5. 剰余金処分計算書	50
6. 部門別損益計算書	51
7. 財務諸表の正確性等に係る確認	54
8. 会計監査人の監査	55

● II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	55
2. 利益総括表	55
3. 資金運用収支の内訳	56
4. 受取・支払利息の増減額	56

● III 事業の概況

1. 信用事業	56
2. 共済取扱実績	62
3. 主要事業取扱実績	63

● IV 経営諸指標

1. 利益率	64
2. 貯貸率・貯証率	64

● V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	65
2. 自己資本の充実度に関する事項	67
3. 信用リスクに関する事項	69
4. 信用リスク削減手法に関する事項	71
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	72
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	72
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	72
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	73
9. 金利リスクに関する事項	73

● VI 役職員の報酬等

1. 役員	75
2. 職員等	75
3. その他	75

● VII グループの概況

1. グループの事業系統図	75
2. 子会社の概況	75
3. 子会社の財産及び損益の状況	76

※本冊子における表中の数値は単位未満切り捨てのため、合計・増減に相違があります。

I 決算の状況

定款第39条第3項に基づいた報告資料

1 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	5年度 令和6年2月29日現在	6年度 令和7年2月28日現在	科 目	5年度 令和6年2月29日現在	6年度 令和7年2月28日現在
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1. 信用事業資産	222,163,105	221,374,934	1. 信用事業負債	222,743,450	224,027,424
(1)現金	1,644,821	1,491,645	(1)貯金	221,978,402	222,936,242
(2)預金	158,183,987	156,930,997	(2)借入金	3,257	1,212
系統預金	157,900,473	156,540,880	(3)その他の信用事業負債	761,790	1,089,969
系統外預金	283,513	390,117	未払費用	9,049	47,514
(3)有価証券	23,752,816	24,832,161	その他の負債	752,741	1,042,455
国債	22,756,860	23,736,020	2. 共済事業負債	492,066	536,777
社債	995,956	1,096,141	(1)共済資金	265,037	309,501
(4)貸出金	37,777,293	37,097,894	(2)未経過共済付加収入	226,772	226,927
(5)その他の信用事業資産	1,008,109	1,210,686	(3)共済未払費用	176	218
未収収益	811,705	978,953	(4)その他の共済事業負債	79	130
その他の資産	196,404	231,732	3. 経済事業負債	467,701	528,428
(6)貸倒引当金	△ 203,923	△ 188,451	(1)経済事業未払金	362,048	354,873
2. 共済事業資産	6,054	4,079	(2)経済受託債務	75,340	6,429
3. 経済事業資産	639,987	687,053	(3)その他の経済事業負債	30,312	167,126
(1)経済事業未収金	331,231	376,586	4. 雑負債	184,157	199,427
(2)経済受託債権	1,899	1,111	(1)未払法人税等	13,842	30,077
(3)棚卸資産	318,227	320,405	(2)資産除去債務	6,950	—
購買品	192,187	146,598	(3)その他の負債	163,364	169,349
販売品	117,481	166,365	5. 諸引当金	498,445	479,269
その他の棚卸資産	8,558	7,441	(1)賞与引当金	60,146	62,851
(4)その他の経済事業資産	5,277	3,903	(2)退職給付引当金	427,038	416,418
(5)貸倒引当金	△ 16,648	△ 14,953	(3)ポイント引当金	11,260	—
4. 雑資産	354,346	340,493	負債の部合計	224,385,820	225,771,327
5. 固定資産	3,917,140	4,355,301	(純資産の部)		
(1)有形固定資産	3,901,463	4,337,628	1. 組合員資本	19,832,991	19,903,930
建物	4,184,242	4,701,987	(1)出資金	2,710,744	2,665,458
機械装置	635,117	649,174	(2)資本準備金	3,189	3,189
土地	2,033,902	2,063,400	(3)利益剰余金	17,132,234	17,254,026
建設仮勘定	89,357	—	利益準備金	3,725,000	3,785,000
その他の有形固定資産	1,380,421	1,407,645	その他の利益剰余金	13,407,234	13,469,026
減価償却累計額	△ 4,421,579	△ 4,484,579	特別積立金	4,500,000	4,500,000
(2)無形固定資産	15,677	17,673	目的積立金	8,377,247	8,475,578
6. 外部出資	15,677,921	16,030,921	信用事業基盤整備積立金	6,510,000	5,000,000
(1)外部出資	15,677,921	16,030,921	肥料価格安定準備金	2,316	2,316
系統出資	15,447,010	15,800,010	教育基金	30,000	30,000
系統外出資	198,011	198,011	営農施設設置及び運営積立金	1,000,000	2,510,000
子会社等出資	32,900	32,900	経営安定化積立金	500,000	650,000
7. 繰延税金資産	151,836	127,384	営農振興・担い手育成積立金	183,094	155,877
			税効果調整積立金	151,836	127,384
			当期末処分剰余金	529,987	493,448
			(うち当期剰余金)	294,520	148,671
			(4)処分未済持分	△ 13,177	△ 18,745
			2. 評価・換算差額等	△ 1,308,420	△ 2,755,088
			(1)その他有価証券評価差額金	△ 1,308,420	△ 2,755,088
			純資産の部合計	18,524,570	17,148,841
資産の部合計	242,910,391	242,920,169	負債及び純資産の部合計	242,910,391	242,920,169

(単位：千円)

科 目	5年度 令和5年3月1日から令和6年2月29日まで		6年度 令和6年3月1日から令和7年2月28日まで	
1.事業総利益		2,423,997		2,480,448
事業収益		4,112,992		4,537,358
事業費用		1,688,994		2,056,909
(1)信用事業収益		1,360,805		1,508,162
資金運用収益	1,289,476		1,424,869	
うち預金利息	694,447		894,183	
うち有価証券利息配当金	135,971		169,271	
うち貸出金利息	446,757		361,414	
うちその他受入利息	12,300		0	
役務取引等収益	51,433		52,534	
その他事業直接収益	—		11,735	
その他経常収益	19,895		19,023	
(2)信用事業費用		142,186		224,461
資金調達費用	16,737		104,281	
うち貯金利息	14,053		101,104	
うち給付補填備金繰入	107		48	
うちその他支払利息	2,576		3,128	
役務取引等費用	25,874		27,833	
その他事業直接費用	—		—	
その他経常費用	99,574		92,345	
うち貸倒引当金戻入益	△ 14,654		△ 11,308	
うちその他費用	114,229		103,654	
信用事業総利益		1,218,619		1,283,700
(3)共済事業収益		617,935		611,526
共済付加収入	578,201		569,977	
その他の収益	39,734		41,548	
(4)共済事業費用		30,988		26,402
共済推進費	17,379		11,912	
共済保全費	9,364		10,248	
その他の費用	4,245		4,241	
共済事業総利益		586,947		585,123
(5)購買事業収益		1,457,320		1,535,205
購買品供給高	1,228,617		1,304,910	
購買手数料	185,171		184,540	
修理サービス料	23,628		23,054	
その他の収益	19,902		22,699	
(6)購買事業費用		1,073,653		1,162,309
購買品供給原価	1,034,629		1,131,167	
購買品供給費	32,042		29,229	
その他の費用	6,981		1,913	
うち貸倒引当金戻入益	1,477		△ 1,632	
うちその他費用	5,503		3,545	
購買事業総利益		383,667		372,895
(7)販売事業収益		503,548		740,731
販売品販売高	371,632		586,107	
販売手数料	69,717		87,181	
その他の収益	62,198		67,442	
(8)販売事業費用		367,765		580,291
販売品販売原価	297,425		506,062	
販売費	9,139		9,822	
その他の費用	61,200		64,406	
うち貸倒引当金戻入益	△ 13		△ 62	
うちその他費用	61,213		64,469	
販売事業総利益		135,782		160,439

(単位：千円)

科 目	5年度 令和5年3月1日から令和6年2月29日まで		6年度 令和6年3月1日から令和7年2月28日まで	
(9)保管事業収益		5,079		5,300
(10)保管事業費用		5,807		4,923
保管事業総利益			△ 728	377
(11)利用事業収益		167,881		159,100
共同乾燥施設収益	111,963		102,820	
その他利用収益	55,917		56,280	
(12)利用事業費用		64,976		67,379
共同乾燥施設費用	23,540		25,530	
その他利用費用	41,435		41,848	
利用事業総利益			102,905	91,720
(13)宅地等供給事業収益		12,843		11,036
(14)宅地等供給事業費用		1,996		1,983
宅地等供給事業総利益			10,846	9,053
(15)福祉事業収益		16,670		17,167
(16)福祉事業費用		12,849		13,842
福祉事業総利益			3,820	3,324
(17)指導事業収入		6,470		3,817
(18)指導事業支出		24,331		30,004
指導事業収支差額			△ 17,861	△ 26,187
2. 事業管理費			2,299,059	2,308,629
(1)人件費		1,557,297		1,547,976
(2)業務費		243,048		258,494
(3)諸税負担金		103,772		96,570
(4)施設費		386,020		399,348
(5)その他事業管理費		8,920		6,239
事業利益			124,938	171,818
3. 事業外収益			283,250	77,899
(1)受取雑利息		96		132
(2)受取出資配当金		243,270		39,343
(3)賃貸料		6,930		3,478
(4)償却債権取立益		836		118
(5)その他リース料		15,505		15,265
(6)雑収入		16,610		19,561
4. 事業外費用			45,700	41,625
(1)寄付金		798		388
(2)その他賃貸費用		15,190		12,952
(3)担い手育成助成金		16,905		27,217
(4)雑損失		12,806		1,067
経常利益			362,488	208,092
5. 特別利益			22,836	3,657
(1)固定資産処分益		18,486		3,657
(2)一般補助金		4,349		—
6. 特別損失			37,205	516
(1)固定資産処分損		6,000		194
(2)固定資産圧縮損		4,087		—
(3)減損損失		26,450		322
(4)その他の特別損失		666		—
税引前当期利益			348,119	211,234
(1)法人税・住民税及び事業税		33,727		38,111
(2)法人税等調整額		19,871		24,451
7. 法人税等合計			53,599	62,563
当期剰余金			294,520	148,671
当期首繰越剰余金			198,690	293,108
営農振興・担い手育成積立金取崩額			16,905	27,217
税効果調整積立金取崩額			19,871	24,451
当期末処分剰余金			529,987	493,448

3

キャッシュ・フロー計算書

1. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

[間接法]

科 目	5年度	6年度
	令和5年3月1日から令和6年2月29日まで	令和6年3月1日から令和7年2月28日まで
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	348,119	211,234
減価償却費	134,120	143,404
減損損失	26,450	322
貸倒引当金の増加額	△ 120,097	△ 17,183
賞与引当金の増加額	266	2,704
退職給付引当金の増加額	△ 22,688	△ 10,620
その他引当金等の増加額	20	△ 11,260
信用事業資金運用収益	△ 1,354,706	△ 1,489,549
信用事業資金調達費用	16,737	104,281
共済貸付金利息	0	0
共済借入金利息	0	0
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 243,831	△ 39,781
支払雑利息	0	0
為替差損益	0	0
有価証券関係損益	65,230	52,944
金銭の信託の運用損益	0	0
固定資産売却損益	△ 12,486	△ 3,463
外部出資関係損益	0	0
資産除去債務関連費用	6,950	△ 6,950
未収法人税等の還付額	29,790	0
法人税等の還付額	0	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減	556,122	679,398
預金の純増減	3,000,000	△ 1,605,000
貯金の純増減	84,078	957,840
信用事業借入金の純増減	△ 2,045	△ 2,045
その他信用事業資産の増減	78,028	△ 194,032
その他信用事業負債の増減	△ 89,834	289,807
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増減	0	0
共済借入金の純増減	0	0
共済資金の純増減	△ 124,608	44,463
その他共済事業資産の増減	△ 2,619	1,974
その他共済事業負債の増減	△ 8,005	246
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	2,557	△ 45,355
経済受託債権の純増減	1,362	788
棚卸資産の純増減	8,215	△ 2,177
支払手形及び経済事業未払金の純増減	△ 20,434	△ 7,174
経済受託債務の純増減	66,448	△ 68,911
その他経済事業資産の増減	0	0
その他経済事業負債の増減	△ 59,609	136,206
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の増減	△ 17,575	15,242
その他負債の増減	24,548	74,864
未払消費税の増減額	△ 14,869	△ 68,271

(単位：千円)

科 目	5年度	6年度
	令和5年3月1日から令和6年2月29日まで	令和6年3月1日から令和7年2月28日まで
信用事業資金運用による収入	1,342,957	1,480,912
信用事業資金調達による支出	△ 15,596	△ 65,816
共済貸付金利息による収入	0	0
共済借入金利息による支出	0	0
事業の利用分量に対する配当金の支払額	0	0
小計	3,682,995	559,044
雑利息及び出資配当金の受取額	243,831	39,781
雑利息の支払額	0	0
法人税等の支払額	△ 49,002	△ 21,876
法人税等の還付額	△ 1,866	0
事業活動によるキャッシュ・フロー	3,875,958	576,949
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 6,527,776	△ 3,090,693
有価証券の売却等による収入	3,058,056	511,735
有価証券の償還による収入	0	0
金銭の信託の増加による支出	0	0
金銭の信託の減少による収入	0	0
固定資産の取得による支出	△ 222,427	△ 756,576
固定資産の売却による収入	130,519	178,152
補助金の受入による収入	4,087	0
外部出資による支出	0	△ 353,000
外部出資の売却等による収入	0	0
資産除去債務履行による支出	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,557,541	△ 3,510,382
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	0	0
設備借入金の返済による支出	0	0
出資の増額による収入	59,468	53,240
出資の払戻しによる支出	△ 87,814	△ 98,525
回転出資金の受入による収入	0	0
回転出資金の払戻しによる支出	0	0
持分の取得による支出	△ 13,177	△ 18,745
持分の譲渡による収入	28,845	13,177
出資配当金の支払額	△ 26,937	△ 26,879
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 39,615	△ 77,733
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
5 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	278,068	△ 3,011,165
6 現金及び現金同等物の期首残高	14,546,607	14,825,409
7 現金及び現金同等物の期末残高	14,824,676	11,814,243

2. 注記表

項 目	注 記 事 項
会計方針の変更に関する注記	該当する事項はありません。
表示方法の変更に関する注記	該当する事項はありません。
会計上の見積りの変更に関する注記	該当する事項はありません。
誤謬の訂正に関する注記	該当する事項はありません。
賃貸不動産に関する注記	注記すべき事項はありません。
合併に関する注記	該当する事項はありません。
新設分割に関する注記	該当する事項はありません。
重要な後発事象に関する注記	該当する事項はありません。
キャッシュ・フロー計算書に関する注記	1. 現金及び現金同等物の資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

継続組合の前提に関する注記

継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

- ア. 満期保有目的の債券・・・・・・・・・・償却原価法（定額法）
- イ. 子会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法
- ウ. その他の有価証券
 - ・時価のあるもの・・・・・・・・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等・・・・・・・・・・移動平均法による原価法

②棚卸資産

- ア. 購買品（生産資材、生活物資）
 - ・・・・・・・・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- イ. 購買品（農業機械の一部）
 - ・・・・・・・・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ウ. 販売品（玄米）・・・・・・・・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しています。

また、取得原価10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

②外部出資等損失引当金

外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

③賞与引当金

職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。

④退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

⑤ポイント引当金

事業利用の促進を目的とするポイント制度に基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品を引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品を引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。

③利用事業

ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「—」と表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

会計方針の変更に関する注記

1. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の運用指針」（企業会計基準第31号 2021年6月7日。以下「時価算定会計基準運用方針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することと致しました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（純額） 151,836千円
（繰延税金負債との相殺前の金額は155,511千円です）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

合理的にスケジューリングされた将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上しています。

イ. 主要な仮定

過去3年及び当事業年度における課税所得について、期末における将来減算一時差異を下回るものの安定的に生じており、将来においても一定水準の課税所得が発生すると仮定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 26,450千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「損益計算書に関する注記」の「2. 減損会計適用による固定資産の減損損失」に記載しています。

イ. 主要な仮定

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、単年度事業計画等を基礎として算出しており、計画年度以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 220,590千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の返済能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 圧縮記帳額

国庫補助金の受領により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は735,891千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	422,471千円		
構築物	123,846千円	工具器具備品	8,636千円
機械装置	180,686千円	無形固定資産	250千円

2. 担保に供した資産等

担保に供した資産等は次のとおりです。

・担保に供している資産	
預金	4,003,000千円
・担保資産に対応する債務	
為替決済に係る債務（上限）	4,000,000千円
公金取扱に係る決済保証金	3,000千円

3. 子会社に対する金銭債権・債務の額

金銭債権の総額	8,956千円
金銭債務の総額	100,962千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の額

金銭債権の総額 43,523千円

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

(単位：千円)

債権区分		債権額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		298,135
危険債権		106,117
要管理債権		10,599
	三月以上延滞債権	—
	貸出条件緩和債権	10,599
合計		414,851

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 要管理債権

「4. 三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「5. 貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

4. 三月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

損益計算書に関する注記

1. 子会社との取引高の総額

①子会社との取引による収益総額	91,563千円
うち事業取引高	76,057千円
うち事業取引以外の取引高	15,505千円
②子会社との取引による費用総額	15,156千円
うち事業取引高	15,156千円

2. 減損会計適用による固定資産の減損損失

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、遊休資産及び賃貸固定資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本店及び営農関連施設については、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

減損損失の兆候がある資産または資産グループについては、全て割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産または資産グループについて、減損損失を認識しました。減損損失の内訳は次のとおりです。

区分	資産名	減損損失の認識に至った経緯	種類ごとの減損損失額 (千円)		回収可能価額の算定方法
	場所		(建物)	(土地)	
賃貸資産	総合施設内 飲食店舗	店舗閉鎖による取り壊しの決定によって キャッシュ・フローが見込めなくなった為、 帳簿残高を減損損失として計上しました。	26,226		キャッシュ・フローが見込めないため、備忘価額まで減損。
	植下町 83-1				
遊休資産	駐車場	回収可能額が帳簿価額まで達しないため、 帳簿価額を回収可能額まで減額し、当事業 年度減少額を減損損失として認識しました。	223		正味売却価額を採用しており、 その時価は固定資産税の評価額 を基に算定しています。
	上羽田町 995				
種類ごとの合計			(建物) 26,226	(土地) 223	
総合計			26,450		

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に関する取り組み方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債・社債（有価証券）による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的有価証券及びその他の有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が983,859千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	158,183,987	158,114,125	△ 69,862
有価証券			
満期保有目的の債券	995,956	983,400	△ 12,556
その他有価証券	22,756,860	22,756,860	—
貸出金	37,777,293	—	—
貸倒引当金	203,923	—	—
貸倒引当金控除後	37,573,369	37,778,972	205,602
資産計	219,510,173	219,633,357	123,184
貯金	221,978,402	221,867,419	△ 110,982
負債計	221,978,402	221,867,419	△ 110,982

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

②金融商品の時価の算定方法

ア. 資産

a 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

イ. 負債

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	15,677,921

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	158,183,987	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	1,000,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	500,000	—	—	—	22,800,000
貸出金	2,746,290	2,344,392	2,271,040	2,099,525	1,932,859	26,133,834
合計	160,930,277	2,844,392	2,271,040	2,099,525	1,932,859	49,933,834

(注) 1. 貸出金のうち当座貸越222,740千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

2. 三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等249,350千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	212,631,133	4,024,319	3,714,185	1,223,102	383,875	1,786

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	社 債	995,956	983,400	△ 12,556
合 計		995,956	983,400	△ 12,556

②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却原価を 超えるもの	国 債	3,300,034	3,478,610	178,575
貸借対照表計上額が 取得原価または 償却原価を超えないもの	国 債	20,765,246	19,278,250	△ 1,486,996
合 計		24,065,280	22,756,860	△ 1,308,420

なお、上記差額を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

退職給付に関する注記

1. 退職給付債務の内容

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付金に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度、及び全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付引当金とする方法を用いた簡便法を適用しています。

また、下記の他、一般財団法人全国農林漁業団体共済会へ今年度、退職給付掛金31,532千円を福利厚生費に計上しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	449,726千円
退職給付費用	59,823千円
退職給付の支払額	△ 63,296千円
確定給付型年金制度への拠出金	△ 19,215千円
期末における退職給付引当金	427,038千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,507,774千円
確定給付型年金制度	△ 492,572千円
特定退職金共済制度	△ 588,163千円
退職給付引当金	427,038千円

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	59,823千円
----------------	----------

⑤年金資産の主な内訳

一般勘定	100%
------	------

2. 特例業務負担金

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金19,493千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、168,177千円となっています。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	29,431千円
賞与引当金	16,660千円
未払事業税	1,963千円
退職給付引当金	118,289千円
貸付金利息未計上額	25,932千円
その他有価証券評価差額金	362,432千円
その他	38,341千円
繰延税金資産小計	593,051千円
評価性引当金	△ 437,539千円
繰延税金資産合計 (a)	155,511千円
繰延税金負債	
全農外部出資評価益 (合併交付金)	△ 1,750千円
資産除去債務	△ 1,925千円
繰延税金負債合計 (b)	△ 3,675千円
繰延税金資産の純額 (a + b)	151,836千円

②法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳

法定実効税率	27.7%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入できない項目	1.9%
受取配当金等永久に益金に算入できない項目	△ 9.7%
住民税均等割等	0.8%
評価性引当額の増減	△ 5.0%
法人税の税額控除	△ 0.1%
その他	△ 0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.3%

収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

その他の注記

1. 貸借対照表に計上している資産除去債務

①当該資産除去債務の概要

総合施設内飲食店舗の借地については、店舗閉鎖による取り壊し後の返還が決定したため、資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、次年度に支出を予定しているため、取壊費用見込額の全額を計上しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	－千円
更地返還決定による増加額	6,950千円
期末残高	6,950千円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、下記施設に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。対象施設は下表のとおりです。

種 別	使 用 目 的	所 在 地
事務所	佐野南支店 敷地	佐野市植下町字新若宮
事務所	常盤支店 敷地	佐野市仙波町
葬祭場	こすもすホールもろやま 敷地	佐野市若宮下町
倉 庫	旗川倉庫 敷地	佐野市並木町

継続組合の前提に関する注記

継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ①有価証券
- ア. 満期保有目的の債券・・・・・・・・・・償却原価法（定額法）
 - イ. 子会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法
 - ウ. その他の有価証券
 - ・時価のあるもの・・・・・・・・・・ 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等・・・・・・・・ 移動平均法による原価法
- ②棚卸資産
- ア. 購買品（生産資材、生活物資）
 - ・・・・・・・・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - イ. 購買品（農業機械の一部）
 - ・・・・・・・・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ウ. 販売品（玄米）・・・・・・・・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産
- 定率法を採用しています。
- ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しています。
- また、取得原価10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。
- ②無形固定資産
- 定額法を採用しています。
- なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金
- 貸倒引当金は、資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除し、その残額を計上しています。
- また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
- 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
- 上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- ②賞与引当金
- 職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。
- ③退職給付引当金
- 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
- なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- ④ポイント引当金
- 事業利用の促進を目的とするポイント制度に基づき組合員・利用者へ付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。

③利用事業

ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「—」と表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（純額）127,384千円
（繰延税金負債との相殺前の金額は128,844千円です）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

おおむね5年以内の課税所得の見積額を限度として、合理的にスケジューリングされた将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上しています。

イ. 主要な仮定

過去3年及び当事業年度の業績等により、長期にわたる安定的な課税所得の発生は予測できないため、将来の合理的な見積可能期間（おおむね5年以内）内の課税所得の見積額を限度としています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 322千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「損益計算書に関する注記」の「2. 減損会計適用による固定資産の減損損失」に記載しています。

イ. 主要な仮定

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、単年度事業計画等を基礎として算出しており、計画年度以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 203,406千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の返済能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 圧縮記帳額

国庫補助金の受領により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は694,338千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	422,471千円		
構築物	82,295千円	工具器具備品	8,636千円
機械装置	180,686千円	無形固定資産	250千円

2. 担保に供した資産等

担保に供した資産等は次のとおりです。

・担保に供している資産

預金 4,003,000千円

・担保資産に対応する債務

為替決済に係る債務（上限） 4,000,000千円

公金取扱に係る決済保証金 3,000千円

3. 子会社に対する金銭債権・債務の額

金銭債権の総額 9,594千円

金銭債務の総額 92,911千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の額

金銭債権の総額 36,727千円

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

(単位：千円)

債権区分	債権額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	342,668
危険債権	84,544
要管理債権	8,412
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	8,412
合計	435,625

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 要管理債権

「4. 三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「5. 貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

4. 三月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

損益計算書に関する注記

1. 子会社との取引高の総額

①子会社との取引による収益総額	112,973千円
うち事業取引高	97,708千円
うち事業取引以外の取引高	15,265千円
②子会社との取引による費用総額	11,584千円
うち事業取引高	11,584千円

2. 減損会計適用による固定資産の減損損失

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、遊休資産及び賃貸固定資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本店及び営農関連施設については、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

減損損失の兆候がある資産または資産グループについては、全て割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産または資産グループについて、減損損失を認識しました。

減損損失の内訳は次のとおりです。

区分	資産名	減損損失の認識に至った経緯	種類ごとの減損損失額(千円)	回収可能価額の算定方法
	場所			
遊休資産	駐車場	回収可能額が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当事業年度減少額を減損損失として認識しました。	(土地) 322	正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税の評価額を基に算定しています。
	上羽田町995			
種類ごとの合計			(土地) 322	
総合計			322	

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に関する取り組み方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債・社債（有価証券）による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的有価証券及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が930,091千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	156,930,997	156,573,075	△ 357,922
有価証券			
満期保有目的の債券	1,096,141	1,037,580	△ 58,561
その他有価証券	23,736,020	23,736,020	—
貸出金	37,097,894	—	—
貸倒引当金	188,451	—	—
貸倒引当金控除後	36,909,442	36,876,939	△ 32,503
資産計	218,672,602	218,223,614	△ 448,988
貯金	222,936,242	222,335,549	△ 600,693
負債計	222,936,242	222,335,549	△ 600,693

（注）貸倒引当金は、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

②金融商品の時価の算定方法

ア. 資産

a 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

イ. 負債

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	16,030,921

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」企業会計基準適用指針第19号(2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	156,930,997	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	100,000	—	1,000,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	—	—	25,800,000
貸出金	2,701,396	2,260,554	2,157,035	1,997,674	1,941,312	25,804,583
合計	159,632,394	2,260,554	2,157,035	2,097,674	1,941,312	52,604,583

(注) 1. 貸出金のうち当座貸越223,158千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

2. 三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等235,337千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	194,079,669	17,527,464	9,724,154	340,371	1,263,300	1,283

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	社 債	1,096,141	1,037,580	△ 58,561
合 計		1,096,141	1,037,580	△ 58,561

②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価 または償却原価を超えるもの	国 債	1,803,140	1,874,220	71,079
貸借対照表計上額が取得原価 または償却原価を超えないもの	国 債	24,687,968	21,861,800	△ 2,826,168
合 計		26,491,108	23,736,020	△ 2,755,088

なお、上記差額を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

2. 当期中に売却した債券

(単位：千円)

	売 却 額	売 却 損
国 債	511,735	11,735

退職給付に関する注記

1. 退職給付債務の内容

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付金に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度、及び全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付引当金とする方法を用了簡便法を適用しています。

また、下記の他、一般財団法人全国農林漁業団体共済会へ今年度、退職給付掛金30,119千円を福利厚生費に計上しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	427,038千円
退職給付費用	62,803千円
退職給付の支払額	△ 55,777千円
確定給付型年金制度への拠出金	△ 17,646千円
期末における退職給付引当金	416,418千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,442,577千円
確定給付型年金制度	△ 471,123千円
特定退職金共済制度	△ 555,035千円
退職給付引当金	416,418千円

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	62,803千円
----------------	----------

⑤年金資産の主な内訳

一般勘定	100%
------	------

2. 特例業務負担金

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金18,819千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、145,785千円となっています。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	21,672千円
賞与引当金	17,409千円
未払事業税	2,201千円
退職給付引当金	99,569千円
貸付金利息未計上額	21,609千円
その他有価証券評価差額金	636,425千円
その他	16,441千円
繰延税金資産小計	815,329千円
評価性引当金	△ 686,484千円
繰延税金資産合計（a）	128,844千円
繰延税金負債	
全農外部出資評価益（合併交付金）	△ 1,459千円
繰延税金負債合計（b）	△ 1,459千円
繰延税金資産の純額（a + b）	127,384千円

②法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳

法定実効税率	27.7%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入できない項目	3.2%
受取配当金等永久に益金に算入できない項目	△ 2.6%
住民税均等割等	1.3%
評価性引当額の増減	△ 11.9%
実効税率の差異	12.3%
その他	△ 0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.6%

③当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年度法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.7%から28.4%に変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は19,232千円増加し、法人税等調整額は19,232千円減少します。

収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

その他の注記

1. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、下記施設に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

対象施設は下表のとおりです。

種別	使用目的	所在地
事務所	佐野南支店 敷地	佐野市植下町字新若宮
事務所	常盤支店 敷地	佐野市仙波町
葬祭場	こすもすホールもろやま 敷地	佐野市若宮下町
倉庫	旗川倉庫 敷地	佐野市並木町

5

剰余金処分計算書

(単位：円)

科目	年次	5年度	6年度
1. 当期末処分剰余金		529,987,731	493,448,270
2. 任意積立金取崩額		1,510,000,000	—
信用事業基盤整備強化積立金		1,510,000,000	—
3. 剰余金処分額		1,746,879,540	106,590,160
(1) 利益準備金		60,000,000	30,000,000
(2) 任意積立金		1,660,000,000	50,000,000
特別積立金		(—)	(—)
目的積立金		1,660,000,000	50,000,000
(3) 出資配当金		26,879,540	26,590,160
3. 次期繰越剰余金		293,108,191	386,858,110

- (注) 1. 出資配当金の基準は次のとおりです。
 令和5年度 1.0%
 令和6年度 1.0%
2. 次期繰越剰余金には、教育情報繰越額が含まれています。
 令和5年度 30,000千円
 令和6年度 30,000千円
3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準は次のとおりです。

種類	積立目的	積立目標額等及び取崩基準
信用事業基盤整備強化積立金	組合員の期待と信頼に応える事業機能を発揮するために強固な財務基盤を確立するため。	(積立目標額) 50億円 (取崩基準) 信用事業における様々なリスクへの対応と将来のシステム化・サービス充実のための諸対応のために支出できるものとする。
肥料価格安定準備金	肥料価格の年間安定を図るため。	(積立目標額) 「営農相談・施肥コスト抑制運動基本要領」に基づき全農栃木県本部が示す額(面積予定数量×一定の単価) (取崩基準) 肥料価格の期中改訂により値上がりが発生した場合には、「営農相談・施肥コスト抑制運動基本要領」に基づき取崩すものとする。
教育基金	組合における教育活動を長期的かつ安定的に実施するため。	(積立目標額) 組合員一人当たり50,000円を目標に444百万円 (取崩基準) 積立目的が達成された場合、当該目的積立金の全額を取崩すものとする。
営農施設設置及び運営積立金	農業生産コストの低減を図る優良な営農施設の設置及びその安定的運営に必要な財務基盤を確立するため。	(積立目標額) 30億円 (取崩基準) 次の事項が生じたときは、理事会の決議により取り崩すことができる。 (1) 令和2年度以降に新たに取得する事業所・施設等別に係る各減価償却費が100万円以上のとき当該金額 (2) 固定資産の処分損及び取壊し費用
経営安定化積立金	次のような剰余金が著しく減少する事象に対応し、組合経営の健全な発展を図ることを目的に積み立てる。 ・大規模災害等 ・会計基準の採用・変更 ・一時的な拠出 ・不良債権等資産の償却 ・その他経営安定のために必要な判断した場合	(積立目標額) 10億円 (取崩基準) 積立目的の事項が生じたときは理事会の決議により取崩す。
営農振興・担い手育成積立金	地域農業振興の実現及び農業者の所得増大・農業生産の拡大に向けた農業関連・担い手育成事業等に関する農業者への支援を実施するため。	(積立目標額) 2億円 (取崩基準) 次の費用・支出が生じたときは、理事会の決議により取り崩すことができる。 (1) 新規農畜産物導入に対する支援 (2) 園芸振興に対する支援 (3) 担い手農家への事業に対する支援 (4) 新規就農に対する支援 (5) 行政等補助事業の補充・支援 (6) 上記以外の積立目的に類する支援
税効果調整積立金	税効果会計による繰越税金資産(法人税等の前払い分)について将来の減少に備えるため。	(積立目標額) 税効果会計による繰延税金資産相当額 (取崩基準) 取崩は、法人税等の前払金額が回収された年度においてその回収金額を取崩すものとする。

1. 部門別損益計算書 令和5年3月1日から令和6年2月29日まで

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	4,148,555	1,360,805	617,935	1,860,659	302,684	6,470	
事業費用②	1,724,557	142,186	30,988	1,425,773	101,277	24,331	
事業総利益③(①-②)	2,423,997	1,218,619	586,947	434,886	201,407	△ 17,861	
事業管理費④	2,299,059	931,620	426,496	578,135	299,521	63,285	
(うち減価償却費⑤)	(134,120)	(42,558)	(14,080)	(52,891)	(21,683)	(2,906)	
(うち人件費⑦')	(1,557,297)	(622,184)	(293,220)	(379,715)	(208,869)	(53,307)	
うち共通管理費⑥		178,107	79,290	97,741	47,304	5,999	△ 408,442
(うち減価償却費⑦)		(6,667)	(2,968)	(3,658)	(1,770)	(224)	△ 15,289
(うち人件費⑦')		(150,772)	(67,121)	(82,740)	(40,044)	(5,078)	△ 345,756
事業利益⑧(③-④)	124,938	286,998	160,450	△ 143,249	△ 98,114	△ 81,146	
事業外収益⑨	283,250	202,052	49,235	21,938	8,894	1,128	
うち共通分⑩		33,490	14,909	18,378	8,894	1,128	△ 76,802
事業外費用⑪	45,700	17,216	7,664	15,667	4,572	579	
うち共通分⑫		17,216	7,664	9,447	4,572	579	△ 39,480
経常利益⑬(⑧+⑨-⑪)	362,488	471,835	202,021	△ 136,978	△ 93,791	△ 80,598	
特別利益⑭	22,836	9,958	4,433	5,464	2,644	335	
うち共通分⑮		9,958	4,433	5,464	2,644	335	△ 22,836
特別損失⑯	37,205	16,223	7,222	8,903	4,308	546	
うち共通分⑰		16,223	7,222	8,903	4,308	546	△ 37,205
税引前当期利益⑱(⑬+⑭-⑯)	348,119	465,570	199,232	△ 140,416	△ 95,455	△ 80,809	
営農指導事業分配賦額⑲		30,265	19,813	17,297	13,433	△ 80,809	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益⑳(⑱-⑲)	348,119	435,304	179,418	△ 157,714	△ 108,889		

(注) 1. 上記の(部門別損益計算書の)事業収益、事業費用の「合計欄」は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益(事業収益32,861千円、事業費用32,861千円)を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 事業総利益、事業管理費(人件費及び共通管理費等を除く)及び人員(管理部門を除く)の比率を均等に配賦した。

(2) 営農指導事業 50%を4事業へ均等に配賦し、50%を事業総利益割合とした。

3. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	43.61	19.41	23.93	11.58	1.47	100.00
営農指導事業	37.45	24.52	21.40	16.62		100.00

2. 予算統制の状況

(単位：千円)

区 分	当初予算額	修正額	修正後予算額c	決算額d	差引(c-d)
事業管理費	2,290,600	—	2,290,600	2,299,059	△ 8,459
営農指導事業					
収入a	1,200	—	1,200	6,470	△ 5,270
支出b	26,500	—	26,500	24,331	2,168
差引(a-b)	△ 25,300	—	△ 25,300	△ 17,861	△ 7,438

3. 専属事業損益の内訳

(単位：千円)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業
経常利益 a (⑬の額)	471,835	202,021	△ 136,978	△ 93,791	△ 80,598
減価償却費 b (⑤-⑦)	35,890	11,111	49,232	19,912	2,682
共通管理費等 c (⑥-⑩+⑫)	161,832	72,045	88,810	42,981	5,451
専属事業損益 a+b+c	669,559	285,178	1,064	△ 30,897	△ 72,465

4. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	242,910,391	224,518,347	2,093,280	2,004,750	831,204	62,685	13,400,123
総資産(共通資産配賦後)	242,910,391	237,627,014	2,215,497	2,121,799	879,735	66,345	

(注) 共通資産の他部門への配賦基準は、事業別の総資産の割合で配賦しています。

部門別損益計算書 (令和6年度)

1. 部門別損益計算書

令和6年3月1日から令和7年2月28日まで

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	4,592,047	1,508,162	611,526	2,156,399	312,141	3,817	
事業費用 ②	2,111,598	224,461	26,402	1,715,293	115,436	30,004	
事業総利益 ③ (①-②)	2,480,448	1,283,700	585,123	441,105	196,705	△ 26,187	
事業管理費 ④	2,308,629	988,813	405,745	561,876	287,721	64,471	
(うち減価償却費 ⑤)	(143,404)	(48,228)	(16,286)	(55,145)	(22,058)	(1,686)	
(うち人件費 ⑦')	(1,547,976)	(611,176)	(294,072)	(378,054)	(208,601)	(56,071)	
うち共通管理費 ⑥		175,321	68,997	90,256	41,431	4,996	△ 381,002
(うち減価償却費 ⑦)		(8,842)	(3,479)	(4,552)	(2,089)	(251)	△ 19,216
(うち人件費 ⑦')		(150,214)	(59,117)	(77,331)	(35,497)	(4,280)	△ 326,442
事業利益 ⑧ (③-④)	171,818	294,887	179,378	△ 120,771	△ 91,016	△ 90,659	
事業外収益 ⑨	77,899	17,938	41,329	13,889	4,235	507	
うち共通分 ⑩		17,795	7,003	9,161	4,205	507	△ 38,673
事業外費用 ⑪	41,625	19,170	7,422	10,037	4,457	537	
うち共通分 ⑫		18,860	7,422	9,709	4,457	537	△ 40,987
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	208,092	293,655	213,284	△ 116,919	△ 91,237	△ 90,689	
特別利益 ⑭	3,657	1,683	662	866	397	47	
うち共通分 ⑮		1,683	662	866	397	47	△ 3,657
特別損失 ⑯	516	237	93	122	56	6	
うち共通分 ⑰		237	93	122	56	6	△ 516
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	211,234	295,100	213,853	△ 116,175	△ 90,896	△ 90,648	
営農指導事業分配賦額 ⑲		34,542	21,911	19,306	14,887	△ 90,648	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	211,234	260,558	191,942	△ 135,482	△ 105,783		

- (注) 1. 上記の(部門別損益計算書の)事業収益、事業費用の「合計欄」は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益(事業収益54,688千円、事業費用54,688千円)を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。
2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
 (1) 共通管理費等 事業総利益、事業管理費(人件費及び共通管理費等を除く)及び人員(管理部門を除く)の比率を均等に配賦した。
 (2) 営農指導事業 50%を4事業へ均等に配賦し、50%を事業総利益割合とした。
3. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	46.02	18.11	23.69	10.87	1.31	100.00
営農指導事業	38.11	24.17	21.30	16.42		100.00

2. 予算統制の状況

(単位：千円)

区 分	当初予算額	修 正 額	修正後予算額 c	決 算 額 d	差引 (c - d)	
事業管理費	2,315,720	—	2,315,720	2,308,269	7,450	
営農指導事業	収 入 a	1,000	—	1,000	3,817	△ 2,817
	支 出 b	26,100	—	26,100	30,004	△ 3,904
	差引 (a - b)	△ 25,100	—	△ 25,100	△ 26,187	1,087

3. 専属事業損益の内訳

(単位：千円)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業
経 常 利 益 a (⑬の額)	293,655	213,284	△ 116,919	△ 91,237	△ 90,689
減 価 償 却 費 b (⑤-⑦)	39,386	12,806	50,593	19,969	1,434
共 通 管 理 費 等 c (⑥-⑩+⑫)	176,386	69,417	90,804	41,682	5,026
専 属 事 業 損 益 a + b + c	509,427	295,507	24,477	△ 29,585	△ 84,228

4. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	242,920,169	224,527,384	2,093,364	2,004,830	831,238	62,687	13,400,663
総資産(共通資産配賦後)	242,920,169	237,636,579	2,215,586	2,121,884	879,770	66,347	

(注) 共通資産の他部門への配賦基準は、事業別の総資産の割合で配賦しています。

経営者確認書

1. 私は、当JAの令和6年3月1日から令和7年2月28日までの事業年度に係るディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認致しました。
2. この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年6月20日

J A 佐野 代表理事組合長

金井 猛弘

8

会計監査人の監査

令和5年度及び6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	年次	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
経常収益(事業収益)		5,654	5,311	4,372	4,148	4,592
信用事業収益		1,573	1,558	1,678	1,360	1,508
共済事業収益		698	675	651	617	611
農業関連事業収益		2,021	1,675	1,703	1,860	2,156
生活その他事業収益		1,358	1,399	334	302	312
営農指導事業収益		3	2	5	6	3
経常利益		494	571	391	362	208
当期剰余金		396	451	340	294	148
出資金		2,772	2,764	2,739	2,710	2,665
(出資口数)		(5,545,217)	(5,529,636)	(5,478,180)	(5,421,488)	(5,330,917)
純資産額		19,255	19,534	18,473	18,524	17,148
総資産額		238,252	241,736	243,033	242,910	242,920
貯金等残高		216,949	219,745	221,894	221,978	222,936
貸出金残高		37,218	38,104	38,333	37,777	37,097
有価証券残高		18,673	20,562	20,552	23,752	24,832
剰余金配当金額		27	27	26	26	26
出資配当金		27	27	26	26	26
事業分量配当金		—	—	—	—	—
職員数(人)		278	271	263	254	248
単体自己資本比率(%)		18.77	19.14	19.41	19.78	19.92

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 単体自己資本比率は、農協法第11条の2に基づいた自己資本比率を記載しています。
 4. 農業関連事業収益において委託販売に係る販売高については、事業収益に含まれておりません。
 5. 信託業務の取り扱いは行っていません。

2

利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	年次	5年度	6年度	増減
資金運用収支		1,272	1,320	47
役務取引等収支		25	24	0
その他信用事業収支		△ 87	△ 69	17
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)		1,210 (0.545)	1,275 (0.572)	64 (0.026)
事業粗利益 (事業粗利益率)		2,423 (0.998)	2,480 (0.999)	57 (0.001)

- (注) 1. 「信用事業粗利益率」は、「信用事業粗利益/信用事業資産平均残高×100」で算出をしています。
 2. 「事業粗利益率」は、「事業粗利益/総資産平均残高×100」で算出をしています。

3

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	年次	5 年 度			6 年 度		
		平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定		220,507	1,289	0.584	221,310	1,424	0.643
うち 預 金		158,895	706	0.444	157,890	894	0.566
うち 有 価 証 券		23,357	135	0.582	26,238	169	0.645
うち 貸 出 金		38,255	446	1.167	37,181	361	0.972
資金調達勘定		221,403	14	0.006	222,219	101	0.045
うち 貯金・定期積金		221,400	14	0.006	222,218	101	0.045
うち 借 入 金		3	—	—	1	—	—
総資金利ざや		—	—	0.186	—	—	0.185

- (注) 1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達利回り (資金調達原価率)
 2. 預金の受取利息は、農林中央金庫からの預金奨励金・預金事業分量配当金が含まれています。
 3. 貯金の支払利息は支払奨励金が含まれています。

4

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	年次	5年度増減額	6年度増減額
受取利息 (A)		△ 95	135
うち 預 金		△ 60	187
うち 有 価 証 券		△ 31	33
うち 貸 出 金		△ 4	△ 85
支払利息 (B)		△ 6	87
うち 貯金・定期積金		△ 6	87
うち 譲 渡 性 貯 金		—	—
うち 借 入 金		—	—
差引 (C) = (A) - (B)		△ 89	48

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 預金の受取利息には、農林中央金庫からの預金奨励金・預金事業分量配当金が含まれています。
 3. 貯金の支払利息は支払奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1

信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種類	年次	5 年 度		6 年 度		増 減
流動性貯金		96,195	(43.45)	102,697	(46.21)	6,502
定期性貯金		125,199	(56.55)	119,521	(53.79)	△ 5,678
小 計		221,395	(100.00)	222,219	(100.00)	824
譲 渡 性 貯 金		—	(—)	—	(—)	—
合 計		221,395	(100.00)	222,219	(100.00)	824

- (注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 納税準備貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金
 2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金
 3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種類	年次	5 年 度		6 年 度		増 減
定期貯金		121,459	(100.00)	119,289	(100.00)	△ 2,170
うち固定自由金利定期		121,453	(99.99)	119,280	(99.99)	△ 2,173
うち変動自由金利定期		5	(0.00)	9	(0.01)	4

- (注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種類	年次	5年度	6年度	増減
手形貸付金		153	91	△ 62
証書貸付金		35,418	34,907	△ 511
当座貸越		235	233	△ 1
割引手形		—	—	—
金融機関貸付金		2,452	1,959	△ 492
合計		38,259	37,192	△ 1,067

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	年次	5年度	6年度	増減
固定金利貸出		28,763 (76.13)	13,205 (35.59)	△ 15,557
変動金利貸出		9,014 (23.86)	23,892 (64.40)	14,878
合計		37,777 (100.00)	37,097 (100.00)	△ 679

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種類	年次	5年度	6年度	増減
担保	自店貯金担保	921	921	0
	有価証券担保	—	—	—
	商業手形担保	—	—	—
	不動産担保	29,682	29,442	△ 239
	共済証書	612	501	△ 111
	その他担保	52	32	△ 19
担保合計		31,268	30,897	△ 370
保証	農業信用基金協会保証	17,789	17,659	△ 130
	個人保証	6,777	6,134	△ 642
	その他保証	6,868	7,886	1,017
保証合計		31,436	31,680	244
信用貸越		4,847	4,025	△ 821
合計		67,552	66,604	△ 948

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種類	年次	5年度	6年度	増減
小計	貯金・定期積金等	—	—	—
	有価証券	—	—	—
	動産	—	—	—
	不動産	—	—	—
	その他担保物	—	—	—
小計		—	—	—
信用		—	—	—
合計		—	—	—

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	年 次	5 年 度	6 年 度	増 減
農業近代化資金		78	49	△ 29
その他制度資金		3	1	△ 2
農業資金		563	534	△ 28
住宅資金		24,727	25,361	634
生活資金		1,290	1,463	173
事業資金		8,967	7,908	△ 1,059
その他		2,146	1,777	△ 368
合 計		37,777	37,097	△ 679
上 記	設 備 資 金	31,567 (83.56)	31,582 (85.13)	14
内 訳	運 転 資 金	6,209 (16.43)	5,515 (14.86)	△ 694

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	年 次	5 年 度	6 年 度	増 減
農 業		1,800 (4.46)	1,739 (4.68)	△ 61
林 業		83 (0.22)	79 (0.21)	△ 3
水 産 業		— (—)	— (—)	—
製 造 業		6,280 (16.62)	6,369 (17.17)	89
鉱 業		273 (0.72)	324 (0.87)	51
建 設 ・ 不 動 産 業		4,551 (12.04)	4,228 (11.39)	△ 323
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 水 道 業		411 (1.08)	397 (1.07)	△ 13
運 輸 ・ 通 信 業		1,724 (4.56)	1,752 (4.72)	28
金 融 ・ 保 険 業		2,721 (7.20)	2,255 (6.08)	△ 466
卸 売 ・ 小 売 ・ サ ー ビ ス 業 ・ 飲 食 業		7,175 (18.99)	7,250 (19.54)	75
地 方 公 共 団 体		2,119 (5.61)	1,752 (4.72)	△ 367
非 営 利 法 人		52 (0.13)	46 (0.12)	△ 5
そ の 他		10,583 (28.01)	10,900 (29.38)	316
合 計		37,777 (99.70)	37,097 (100.00)	△ 679

(注) () 内は構成比です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	年 次	5 年 度	6 年 度	増 減
穀作		148	113	△ 34
野菜・園芸		192	211	19
果樹・樹園農業		147	104	△ 42
工芸作物		—	—	0
養豚・肉牛・酪農		27	20	△ 6
養鶏・養卵		49	47	△ 1
養蚕		—	—	—
その他農業		122	113	△ 9
農業関連団体等		—	—	—
合 計		686	611	△ 75

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関係団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。なお、⑥貸出金の業種別残高は、債務者の業種で、⑦主要な農業関係の貸出金残高は、資金使途別の貸出金残高であり、集計方法が異なるため、貸出金残高は一致しません。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	年 次		増	減
	5 年 度	6 年 度		
プロパー資金	604	560	△ 44	
農業制度資金	82	50	△ 31	
農業近代化資金	78	49	△ 29	
その他制度資金	3	1	△ 2	
合 計	686	611	△ 75	

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種 類	年 次		増	減
	5 年 度	6 年 度		
日本政策金融公庫資金	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額				(参考) 購買未収金	
		担保	保証	引当	合計		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (A)	5年度	298	87	32	178	298	—
	6年度	342	84	93	165	342	—
危険債権 (B)	5年度	106	66	22	10	100	—
	6年度	84	52	21	10	84	—
要管理債権 (C)	5年度	10	2	—	—	2	—
	6年度	8	2	—	—	2	—
三月以上延滞債権	5年度	—	—	—	—	—	—
	6年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	5年度	10	2	—	—	2	—
	6年度	8	2	—	—	2	—
小 計 (D=A+B+C)	5年度	414	156	55	189	400	—
	6年度	435	139	114	175	429	—
正常債権 (E)	5年度	37,414					5,473,292
	6年度	36,681					—
合 計 (D+E)	5年度	37,829					5,473,292
	6年度	37,117					—

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
 2. 危険債権
 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
 3. 要管理債権
 4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
 4. 三月以上延滞債権
 元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
 5. 貸出条件緩和債権
 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
 6. 正常債権
 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

【令和5年度】

(単位：百万円)

種 類	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		期 末 残 高
			目 的 使 用	そ の 他	
貸 倒 引 当 金 (うち個別貸倒引当金勘定)	340 (323)	220 (205)	106 (106)	223 (216)	220 (205)
信 用 事 業 (うち個別貸倒引当金勘定)	325 (308)	209 (189)	106 (106)	218 (201)	203 (189)
共 済 事 業	—	—	—	—	—
購 買 事 業 (うち個別貸倒引当金勘定)	14 (14)	15 (15)	— (—)	14 (14)	15 (15)
販 売 事 業 (うち個別貸倒引当金勘定)	0 (0)	0 (0)	— (—)	0 (0)	0 (0)
そ の 他 事 業 (うち個別貸倒引当金勘定)	0 (0)	0 (—)	— (—)	0 (—)	0 (0)

【令和6年度】

(単位：百万円)

種 類	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額		期 末 残 高
			目 的 使 用	そ の 他	
貸 倒 引 当 金 (うち個別貸倒引当金勘定)	220 (205)	203 (190)	4 (4)	216 (201)	203 (190)
信 用 事 業 (うち個別貸倒引当金勘定)	203 (189)	188 (175)	4 (4)	199 (184)	188 (175)
共 済 事 業	—	—	—	—	—
購 買 事 業 (うち個別貸倒引当金勘定)	15 (15)	14 (14)	— (—)	15 (15)	14 (14)
販 売 事 業 (うち個別貸倒引当金勘定)	0 (0)	0 (0)	— (—)	— (—)	0 (0)
そ の 他 事 業 (うち個別貸倒引当金勘定)	0 (0)	0 (—)	— (—)	0 (—)	— (—)

⑪貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	年 次	
	5 年 度	6 年 度
貸出金償却額（信用）	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		5 年 度		6 年 度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送 金・振 込 為 替	件数	54,914	246,900	56,469	244,895
	金額	29,420	57,650	31,854	61,634
代 金 取 立 為 替	件数	—	3	—	—
	金額	—	53	—	—
雑 為 替	件数	2,122	1,239	1,928	1,102
	金額	3,557	354	3,406	242
合 計	件数	57,036	248,139	58,397	245,997
	金額	32,978	58,058	35,260	61,876

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	年 次	5 年 度	6 年 度	増 減
国 債		22,818	25,194	2,375
地 方 債		—	—	—
政 府 保 証 債		—	—	—
金 融 債		—	—	—
社 債		—	1,044	505
株 式		—	—	—
そ の 他 の 証 券		—	—	—
合 計		23,357	26,238	2,881

② 商品有価証券種類別平均残高

令和5年度・令和6年度において、該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	期 間	残存期間						期間の定め のないもの	合 計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超		
国 債		—	511	—	544	2,495	19,205	—	22,756
		—	—	—	521	5,808	15,060	—	21,389
地 方 債		—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債		—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債		—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	3,286	—	3,286
社 債		—	—	—	—	983	—	—	983
		—	—	978	—	—	—	—	978
株 式		—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券		—	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—

(注) それぞれの種類の上段は令和5年度、下段は令和6年度を表示しています。

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

[売買目的有価証券]

売買目的有価証券については、当JAでは投機的運用を行わないため保有していません。

[満期保有目的の債券]

(単位：百万円)

		5 年 度			6 年 度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	社 債	995	983	△ 12	1,096	1,037	△ 58
合 計		995	983	△ 12	1,096	1,037	△ 58

(注) 取得価額は償却原価によっております。

[その他の有価証券]

(単位：百万円)

		5 年 度			6 年 度		
		取得価格 または 償却原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得価格 または 償却原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表計上額が 所得原価または 償却原価を超えるもの	国 債	3,300	3,478	178	1,803	1,874	71
貸借対照表計上額が 所得原価または 償却原価を超えないもの	国 債	20,765	19,278	△ 1,486	24,687	21,861	△ 2,826
合 計		24,065	22,756	△ 1,308	26,491	23,736	△ 2,755

(注) 取得価額は償却原価によっております。

② 金銭の信託の時価情報等

令和5年度・令和6年度において、該当する取引はありません。

(注) 当組合は、農業協同組合法施行第32条第1項に規定する特定農業協同組合です。

③ 金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

令和5年度・令和6年度において、該当する取引はありません。

2 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種類	年次	5 年 度		6 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生命系	終 身 共 済	11,246	117,157,130	11,187	110,423,300
	定 期 生 命 共 済	56	545,500	100	1,050,800
	養 老 生 命 共 済	6,052	31,605,885	5,163	26,149,753
	う ち こ ど も 共 済	3,264	8,980,400	2,994	8,111,700
	医 療 共 済	7,755	3,231,650	7,668	3,037,150
	が ん 共 済	2,373	755,500	2,338	728,000
	定 期 医 療 共 済	283	532,300	268	513,800
	介 護 共 済	682	2,204,490	739	2,453,410
	認 知 症 共 済	16		21	
	生 活 障 害 共 済	151		155	
特 定 重 度 疾 病 共 済	100		120		
年 金 共 済	6,759	27,955	6,743	28,005	
建 物 更 生 共 済		11,578	167,017,640	11,250	163,613,440
合 計		47,051	323,078,096	45,752	307,997,702

(注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種類	年次	5 年 度		6 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済			34,858		31,662
		7,755	413,657	7668	486,203
が ん 共 済		2,373	16,571	2,338	16,281
定 期 医 療 共 済		283	1,391	268	1,318
合 計		10,411	52,820	10,274	49,261
			413,657		486,203

(注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

2. 「医療共済」と「合計」の上段は入院共済金額、下段は治療共済金額です。

(3) 介護系その他共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種類	年次	5 年 度		6 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済		682	2,770,703	739	308,154
認 知 症 共 済		16	34,000	21	46,500
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)		106	180,100	107	196,100
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金)		45	51,560	48	59,660
特 定 重 度 疾 病 共 済		100	156,100	120	180,600

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、万円)

種類	年次	5 年 度		6 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前		5,370	4,102,209	5,257	3,968,348
年 金 開 始 後		1,389	1,049,715	1,486	1,155,112
合 計		6,759	5,151,925	6,743	5,123,461

(注) 金額は年金共済（利率変動型年金は最低保証年金額）です。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種類	年次	5 年 度			6 年 度		
		件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済		2,082	23,842,340	29,254	2,013	23,302,820	29,473
自 動 車 共 済				519,808			539,239
傷 害 共 済		7,010	29,406,000	1,561	6,720	30,836,000	1,544
定 額 定 期 生 命 共 済		3	12,000	57	3	12,000	64
賠 償 責 任 共 済				519			482
自 賠 責 共 済				39,786			39,116
合 計				590,987			609,918

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3

主要事業取扱実績

(1) 購買品取扱実績

(単位：百万円)

種類		年次	5 年 度 供 給 高	6 年 度 供 給 高	
生産資材	肥 料		245	215	
	農 薬		190	197	
	飼 料		8	7	
	農 業 機 械		287	259	
	包 装 資 材		129	132	
	園 芸 資 材		214	325	
	畜 産 資 材		17	13	
	そ の 他		72	74	
	計		1,166	1,226	
生活物資	衣 料 品		3	4	
	耐 久 財		5	5	
	食 品	米		43	57
		食 材		81	78
	一 般 食 品		40	50	
	日 用 雑 貨		78	62	
	葬 祭		1,029	1,029	
	石 油 類		6	6	
	そ の 他		7	5	
	計		1,295	1,300	
合 計			2,461	2,526	

(注) 取扱高については、代理人取引を含む総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売品取扱実績

① 受託販売品取扱実績

(単位：百万円)

種類	年次	5 年 度 取 扱 高	6 年 度 取 扱 高
米		—	—
麦		294	269
豆 ・ 雑 穀		8	4
野 菜		1,426	1,498
果 実		31	29
花 き ・ 花 木		11	11
畜 産 物		59	66
林 産 物		—	—
そ の 他		—	—
合 計		1,832	1,879

(注) 米、麦、豆・雑穀の取扱高は、税込金額としています。

② 買取販売品取扱実績

(単位：百万円)

種類	年次	5 年 度 取 扱 高	6 年 度 取 扱 高
米		344	553
麦		22	32
そば		—	—
園 芸 芸		4	—
合 計		371	586

(3) 保管事業

(単位：百万円)

項目		年次	5年度	6年度
収益	保管料		4	5
	荷役料		—	—
	その他の収益		0	—
	計		5	5
費用	保管雑費		5	4
	計		5	4

IV 経営諸指標

1 利益率

(単位：%)

項目		年次	5年度	6年度	増減
総資産経常利益率			0.14	0.08	△0.06
資本経常利益率			1.85	1.04	△0.81
総資産当期純利益率			0.12	0.06	△0.06
資本当期純利益率			1.50	0.74	△0.76

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		年次	5年度	6年度	増減
貯貸率	期末		17.01	16.64	△0.37
	期中平均		17.27	16.73	△0.54
貯証率	期末		10.70	11.13	0.43
	期中平均		10.54	11.80	1.26

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	5 年 度	6 年 度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	19,806	19,877
うち、出資金及び資本準備金の額	2,713	2,668
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	17,132	17,254
うち、外部流出予定額 (△)	26	26
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	14	12
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	14	12
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	19,821	19,890
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	11	12
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	11	12
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	11	12
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	19,809	19,877

項 目	5 年 度	6 年 度
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	95,510	95,224
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,630	4,533
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	100,140	99,758
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	19.78%	19.92%

- (注) 1. 自己資本比率は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	5年度			6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要 自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要 自己資本額 b = a × 4%
現金	1,644	—	—	1,491	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	24,128	—	—	26,566	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,121	—	—	1,753	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	158,877	31,775	1,271	157,816	31,563	1,262
法人等向け	1,910	994	39	1,558	573	22
中小企業等向け及び個人向け	9,379	6,418	256	10,102	6,923	276
抵当権付住宅ローン	1,242	429	17	1,580	542	21
不動産取得等事業向け	2,810	2,738	109	2,869	2,759	110
三月以上延滞等	267	57	2	253	56	2
取立未済手形	15	3	0	19	3	0
信用保証協会等による保証付	17,795	1,768	70	17,665	1,753	70
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	355	355	14	355	355	14
(うち出資等のエクスポージャー)	355	355	14	355	355	14
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	24,029	50,970	2,038	23,960	50,691	2,027
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段 対象普通出資等及びその他外部TLAC関連 調達手段に該当するもの以外のものに係る エクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫または農業協同組合 連合会の対象資本調達手段に係るエクス ポージャー)	17,815	44,538	1,781	17,688	44,221	1,768
(うち特定項目のうち調整項目に算入され ない部分に係るエクスポージャー)	156	390	15	132	330	13
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える 議決権を保有している他の金融機関等に 係るその他外部TLAC関連調達手段に係る エクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える 議決権を保有していない他の金融機関等 に係るその他外部TLAC関連調達手段の うち、その他外部TLAC関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポ ージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	6,058	6,041	241	6,139	6,139	245

信用リスク・アセット	5年度			6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちS T C要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非S T C要件適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入 されるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置により リスク・アセットの額に算入されなかった ものの額(△)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	244,579	95,510	3,820	245,993	95,224	3,808
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	244,579	95,510	3,820	245,993	95,224	3,808
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	所要自己資本額 b=a×4%	所要自己資本額 b=a×4%
	4,630	185	4,533	181		
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	所要自己資本額 b=a×4%	所要自己資本額 b=a×4%
	100,140	4,005	99,758	3,990		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
6. 「上記以外」には未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
7. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法

$$\frac{(\text{粗利益(正の値に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3

信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関	
株式会社格付投資情報センター (R&I)	S&Pグローバル・レーティング(S&P)
株式会社日本格付研究所 (JCR)	フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)	

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日 本 質 易 保 険
法人向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

		5年度				6年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高		三月以上延滞 エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高		三月以上延滞 エクスポージャー		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券			
法 人	農 業	69	69	—	—	59	59	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	140	140	—	129	240	140	99	127
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設・不 動 産 業	706	706	—	21	564	564	—	18
	電 気・ガ 斯・熱 供 給・ 水 道 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運 輸・通 信 業	0	—	—	—	0	—	—	—
	金 融・保 険 業	177,777	2,492	997	—	176,593	2,013	997	—
	卸 売・小 売・飲 食・ サ ー ビ ス 業	445	161	—	5	433	149	—	4
	日 本 国 政 府・ 地 方 公 共 団 体	26,249	2,120	24,128	—	28,319	1,753	26,566	—
	上 記 以 外	288	288	—	25	225	225	—	22
個 人	31,889	31,876	—	85	32,242	32,229	—	79	
そ の 他	7,011	—	—	—	7,313	—	—	—	
業 種 別 残 高 計		244,579	37,857	25,126	267	245,993	37,136	27,664	253
1 年 以 下		159,120	242	—	—	158,048	233	—	—
1 年 超 3 年 以 下		1,149	648	501	—	531	531	—	—
3 年 超 5 年 以 下		1,422	1,422	—	—	1,744	1,644	99	—
5 年 超 7 年 以 下		5,696	5,194	502	—	2,584	2,082	502	—
7 年 超 10 年 以 下		5,344	1,928	3,416	—	8,863	2,791	6,071	—
10 年 超		48,630	27,924	20,705	—	50,334	29,344	20,989	—
期 限 の 定 め の な い も の		23,215	496	—	—	23,885	508	—	—
残 存 期 間 別 残 高 計		244,579	37,857	25,126	—	245,993	37,136	27,664	—

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、信用リスクに関するエクスポージャーは国内のみとなります。
 2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲で利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
 5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	5年度					6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	17	14	—	17	14	14	12	—	14	12
個別貸倒引当金	323	205	—	323	205	205	190	4	201	190

④ 業種別の貸倒引当金の期末残高及び期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	5年度						6年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	96	92	—	96	92	—	92	90	—	92	90
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	18	13	—	18	13	—	13	10	1	12	10
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	112	5	—	112	5	—	5	4	—	5	4
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	6	8	—	6	8	—	8	5	—	8	5	
個人	89	85	—	89	85	—	85	78	3	82	78	

(注) 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及び1250%のリスクウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	5年度			6年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0 %	—	29,035	29,035	—	31,040	31,040
	リスク・ウェイト 2 %	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4 %	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10 %	—	17,683	17,683	—	17,537	17,537
	リスク・ウェイト 20 %	997	158,892	159,890	1,097	157,835	158,933
	リスク・ウェイト 35 %	—	1,226	1,226	—	1,550	1,550
	リスク・ウェイト 50 %	—	248	248	—	236	236
	リスク・ウェイト 75 %	—	8,574	8,574	—	9,246	9,246
	リスク・ウェイト 100 %	—	9,930	9,930	—	9,608	9,608
	リスク・ウェイト 150 %	—	19	19	—	16	16
	リスク・ウェイト 250 %	—	17,971	17,971	—	17,821	17,821
	その他の	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%を適用する残高	—	—	—	—	—	—	
合 計	—	243,582	244,579	1,097	244,895	245,993	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 「リスク・ウェイト1250%を適用する残高」には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機関及び我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	5年度		6年度	
	適格金融資産担保	保 証	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	8	—	6	—
中小企業等向け及び個人向け	83	—	44	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—
合 計	91	—	50	—

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとして貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・固定資産等が含まれます。

5

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手順の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社等出資、②その他有価証券、③系統出資及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等の評価等については、①子会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	5年度		6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	15,677	15,677	16,030	16,030
合計	15,677	15,677	16,030	16,030

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

5年度			6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

5年度		6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

5年度		6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	5年度	6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋燃性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋燃性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

9 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概算

金利リスクは、金利の変化により保有する資産・負債の損益または経済的価値が変動するリスクのことです。当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量算定要領」に、またリスク情報の管理・報告に係る事項を「余裕金運用等に係るリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利観応ポジションに係る基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明
内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1： 金利リスク					
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	1,986	1,864	191	88
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	2,105	2,118		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	164	378		
7	最大値	2,105	2,118	191	88
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	19,809		19,877	

- ・「 $\Delta E V E$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「 $\Delta N I I$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

VI 役職員の報酬等

1 役員

- (1) 対象役員
開示の対象となる「対象役員」は、理事及び監事をいいます。
- (2) 役員報酬等の支払総額及び支払方法について
令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。
なお、報酬は所定日に指定口座への振り込みにより支払っています。

(単位：千円)

区分	当期中の報酬等支払額	総代会で定められた報酬等限度
理事	53,901	53,901
監事	13,051	13,271
合計	66,953	67,173

- (3) 対象役員の報酬等の決定等について
役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支払う報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって決定しています。
なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

2 職員等

- 開示の対象となる「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受け者のうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者を言います。
なお、令和6年度において、該当する者はいません。
(注1) 職員等には、期中に退職した者も含まれています。
(注2) 「同等額」は、令和6年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

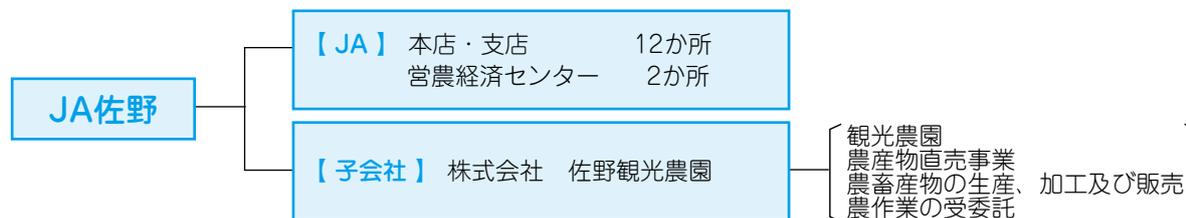
3 その他

当JAの対象役員及び職員の報酬等については、上記開示のとおり過度なリスク^{じゃっき}を惹起するおそれのある要素はありません。

VII グループの概況

1 グループの事業系統図

JA佐野のグループは、当JA、子会社1社で構成されています。
このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる会社はありません。



2 子会社の概況

名称	主な営業所または事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金または出資金	当JAの議決権比率	当JA及び他の子会社等の議決権比率
株式会社 佐野観光農園	佐野市植下町 802番地4	観光農園 農産物直売事業 農畜産物の生産、加工及び販売 農作業の受委託	平成13年 8月10日	3,300万円	99.69%	99.69%

3

子会社の財産及び損益の状況

◆株式会社 佐野観光農園

ア. 貸借対照表 令和6年6月30日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	132,816	流 動 負 債	27,341
固 定 資 産	19,892	固 定 負 債	48,628
差 入 保 証 金 等	1,275	負 債 合 計	75,969
		純 資 産 の 部	
		資 本 金	33,000
		利 益 剰 余 金	45,014
		(うち当期利益)	33,677
		純 資 産 合 計	78,014
資 産 合 計	153,984	負 債 ・ 純 資 産 合 計	153,984

イ. 損益計算書 令和5年7月1日から令和6年6月30日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		495,277
農 園 売 上 高	164,901	
直 売 売 上 高	305,908	
耕 種 売 上 高	24,418	
売 上 原 価		400,590
農 園 原 価	129,714	
直 売 原 価	225,554	
耕 種 製 造 原 価	45,321	
販売費及び一般管理費		95,486
営 業 損 失		848
営 業 外 収 益		35,722
営 業 外 費 用		1
経 常 利 益		34,872
特 別 利 益		442
特 別 損 失		1,433
税引前当期純利益		33,882
法人税・住民税及び事業税		233
当 期 純 利 益		33,648

「経営者保証に関するガイドライン」にかかる取組方針

佐野農業協同組合

当JAは、「経営者保証のガイドライン」（以下、ガイドラインという。）の趣旨や内容を踏まえ、経営者保証に過度に依存しない融資の一層の促進をはかるため、「経営者保証に関するガイドライン」にかかる取組方針を制定いたしましたので以下のとおり取り組みます。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしているお客様から資金調達の要請を受けた場合には、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証を求めない融資の取り組みに努めます。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) お客様との間で保証契約を締結する場合には、以下の点を踏まえ保証の必要性などを丁寧かつ具体的に説明します。
 - ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
 - ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていない。
 - ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
 - ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
 - ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。
- (2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取り組み意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) お客様から既存の保証契約の解除等または変更等の申し出を受け入れた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業継承が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証債務の必要性について改めて検討するとともに、その結果

について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。
また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことができる残存資産の範囲について、必要に応じて支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由資産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

JA佐野 ご案内マップ

-  育苗センター
-  農産物直売所
-  ライスセンター

店舗等のご案内

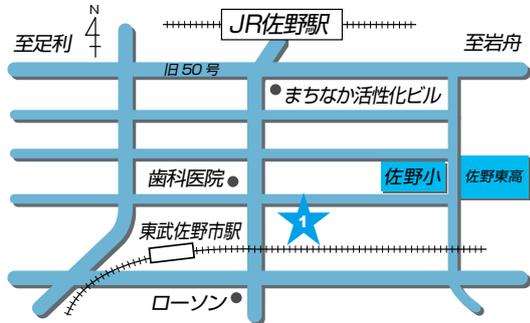
- 1 JA佐野本店/金融・業務課
- 2 佐野南支店
- 3 犬伏支店
- 4 佐野中央支店
- 5 佐野厚生総合病院取次所
- 6 旗川支店
- 7 赤見支店
- 8 吾妻支店
- 9 田沼支店
- 10 三好支店
- 11 三好農産物直売所
- 12 粟村支店・農産物加工所
- 13 葛生支店
- 14 常盤支店
- 15 園芸課
- 16 米麦畜産課
- 17 営農企画課
- 18 農業機械課
- 19 南部経済センター
- 20 北部経済センター
- 21 生活福祉課
- 22 典礼課
- 23 ほっとコーナー
- 24 葛生農産物直売所
- 25 JA佐野居宅介護支援センター
- 26 農産物加工所
- 27 研修センター
- 28 南部ライスセンター
- 29 北部大規模穀類乾燥調製施設
- 30 あくとライスセンター
- 31 牧ライスセンター
- 32 ごすもすホールもろやま
- 33 セレモニーホール佐野
- 34 セレモニーホール佐野東
- 35 まごころ庵 朱雀
- 36 セレモニーホール田沼
- 37 セレモニーホールくすう
- 38 まごころ庵 たかさご
- 39 佐野観光農園いちご畑
- 40 アグリタウン/アグリ振興課
- 41 ローン不動産センター



店舗のご案内

1 JA佐野本店 金融・業務課

電話:20-2000
電話:24-3712



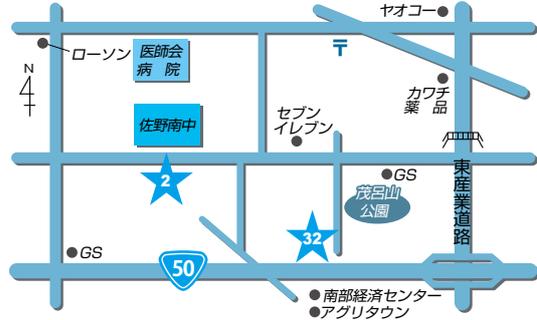
1 〒327-0007 佐野市金吹町2351

2 佐野南支店

電話:24-2332

32 こすもすホールもろやま

電話:20-1155



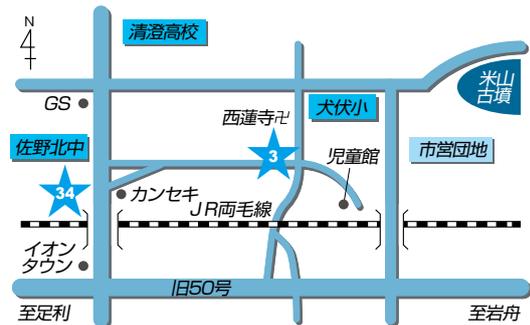
2 〒327-0835 佐野市植下町4000-1
32 〒327-0834 佐野市若宮下町5-16

3 犬伏支店

電話:23-3636

34 セレモニーホール佐野東

電話:27-2721



3 〒327-0805 佐野市犬伏中町1824-1
34 〒327-0844 佐野市富岡町184-1

4 佐野中央支店

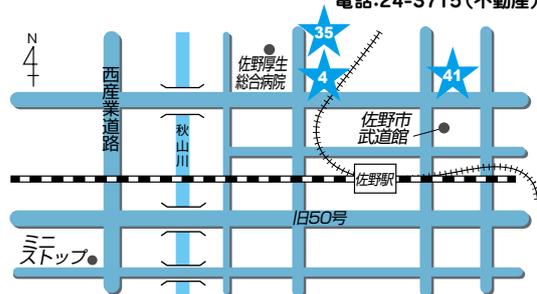
電話:24-2065

35 まごころ庵 朱雀

電話:86-7033

41 ローン不動産センター

電話:85-8065(ローン)
電話:24-3715(不動産)



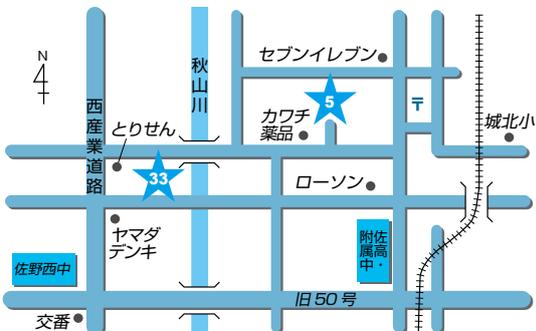
4 〒327-0843 佐野市堀米町3956-12
35 〒327-0843 佐野市堀米町3956-21
41 〒327-0843 佐野市堀米町201-3

5 佐野厚生総合病院取次所

電話:24-7999

33 セレモニーホール佐野

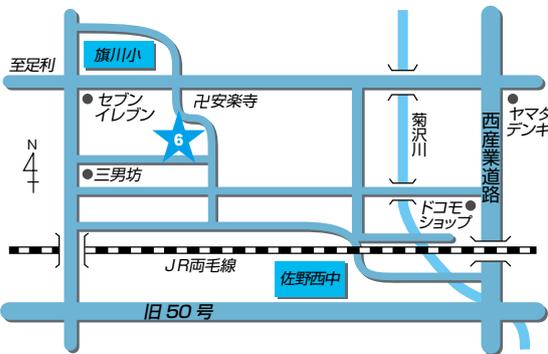
電話:20-2452



5 〒327-0843 佐野市堀米町1728
33 〒327-0843 佐野市堀米町2610-1

6 旗川支店

電話:24-2396

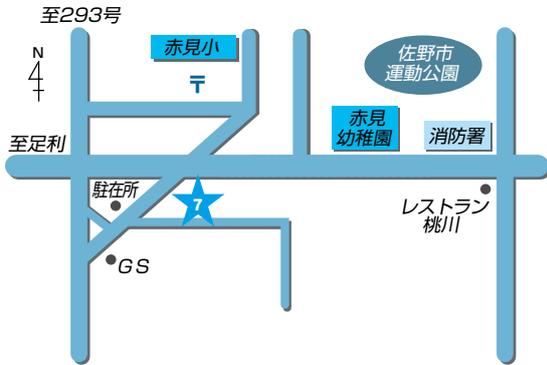


6 〒327-0002 佐野市並木町1156-1

店舗のご案内

7 赤見支店

電話:25-0224

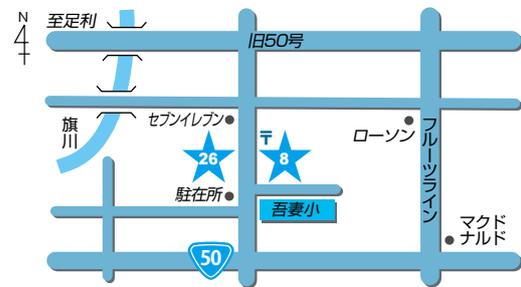


〒327-0104 佐野市赤見町1223-1

8 吾妻支店

電話:23-2555

26 農産物加工所



8 〒327-0042 佐野市上羽田町1120
26 〒327-0046 佐野市村上町15-1

9 田沼支店

電話:62-1212

20 北部経済センター

電話:62-0125

21 生活福祉課

電話:86-7522

25 JA佐野居宅介護支援センター

電話:86-8861

38 まごころ庵 たかさご

電話:62-3555



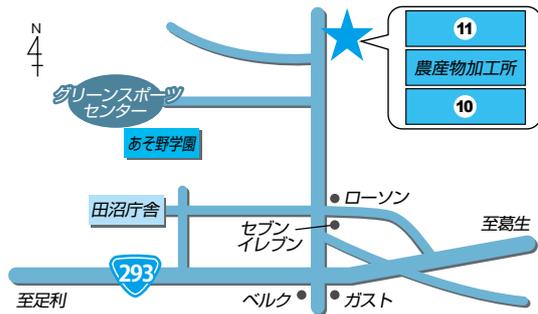
9 〒327-0317 佐野市田沼町540-1
20 21 25 〒327-0312 佐野市栃本町1743-5
38 〒327-0312 佐野市栃本町1552-1

10 三好支店

電話:62-1005

11 三好農産物直売所

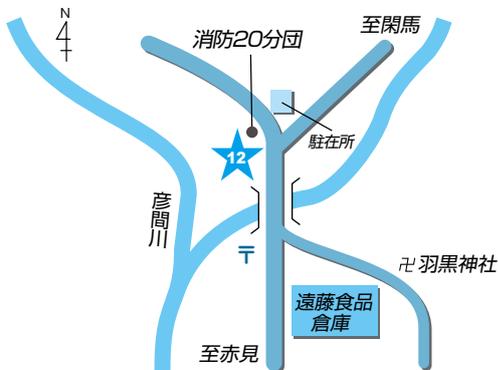
電話:62-7135



10 〒327-0306 佐野市戸室町1054
11 〒327-0306 佐野市戸室町1181

12 愛村支店・農産物加工所

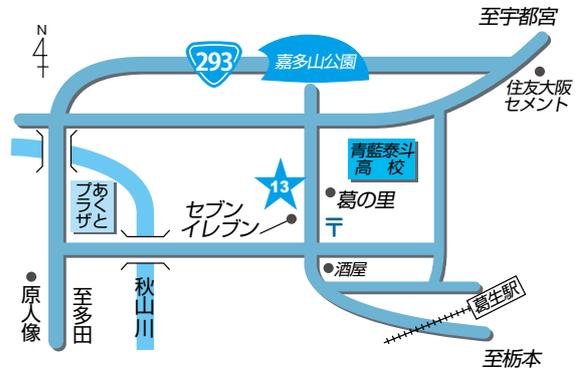
電話:65-0121



〒327-0321 佐野市閑馬町361-1

13 葛生支店

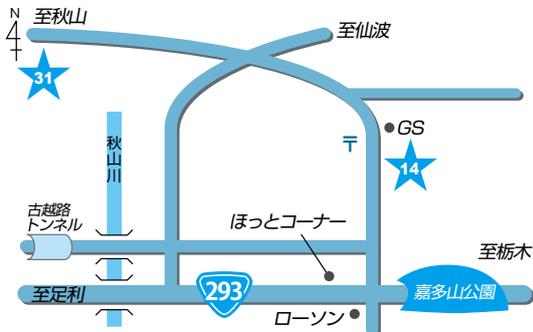
電話:85-2090



〒327-0507 佐野市葛生西1-10-34

店舗のご案内

- 14 常盤支店 電話:85-3090
- 31 牧ライスセンター 電話:86-4579



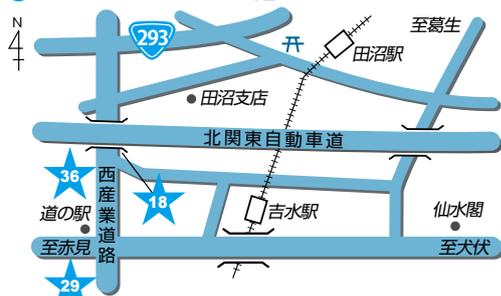
- 14 〒327-0514 佐野市仙波町68
- 31 〒327-0513 佐野市牧町1010

- 15 園芸課 電話:23-9992
- 17 営農企画課 電話:24-3420
- 27 研修センター 電話:27-0245
- 16 米麦畜産課 電話:25-8040
- 19 南部経済センター 電話:24-3713



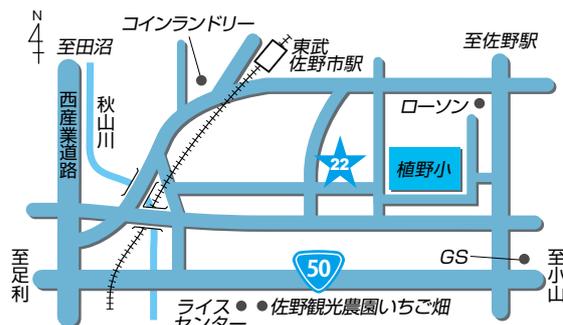
- 15 16 17 19 27 〒327-0825 佐野市飯田町331

- 18 農業機械課 電話:61-0222
- 29 北部大規模穀類乾燥調製施設 電話:61-0040
- 36 セレモニーホール田沼 電話:61-0061



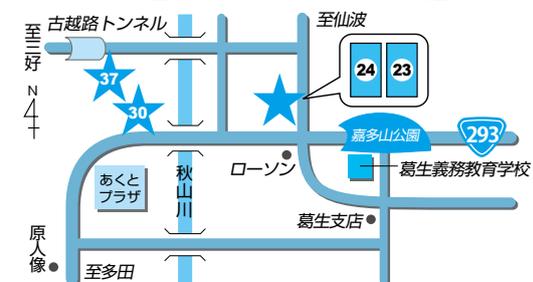
- 18 〒327-0313 佐野市吉水町1242-1
- 29 〒327-0316 佐野市小見町210
- 36 〒327-0313 佐野市吉水町1172-1

- 22 典礼課 電話:24-2960



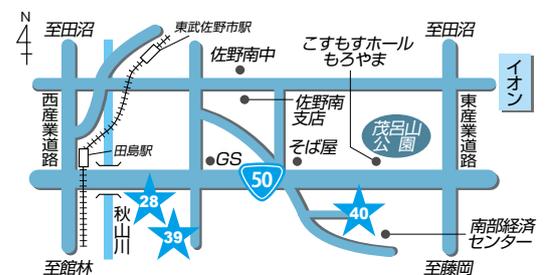
- 22 〒327-0836 佐野市寺中町2436-2

- 23 ほっとコーナー 電話:85-3092
- 24 葛生農産物直売所 電話:85-3092
- 30 あくとライスセンター 電話:86-4499
- 37 セレモニーホールくずう 電話:84-3301



- 23 24 〒327-0507 佐野市葛生西2-9-6
- 30 〒327-0525 佐野市あくと町3024
- 37 〒327-0512 佐野市豊代町1026

- 28 南部ライスセンター 電話:21-1739
- 39 佐野観光農園いちご畑 電話:21-5215
- 40 アグリタウン 電話:20-5215
- アグリ振興課 電話:20-8864



- 28 〒327-0835 佐野市植下町3510-1
- 39 〒327-0835 佐野市植下町3510-1
- 40 〒327-0835 佐野市植下町802-4

ATMご利用のご案内

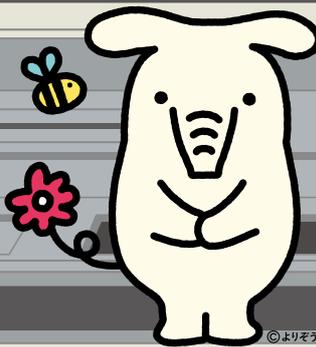
お取扱中

設置場所	平日	土曜日・日曜日・祝日
本店	8:45~19:00	9:00~17:00
佐野南支店		
犬伏支店		
佐野中央支店		
佐野厚生総合病院		
旗川支店		
赤見支店		
吾妻支店		
田沼支店		
三好支店		
愛村支店		
葛生支店		
常盤支店	8:45~18:00	休 止
佐野市役所		
佐野市田沼庁舎		

通帳入口

カード入口

JAバンク
イメージキャラクター
よりぞうです。
よろしく



どうぞ
ご利用ください!

JAからのお願い

- ・キャッシュカードは通帳や印鑑と同様大切なものです。保管に十分ご注意ください。
- ・暗証番号は、生年月日・電話番号等容易に類推できるものは避けてください。
(現在このような番号の場合は暗証番号の変更手続きをお勧めします。)

もしも(盗難・紛失等)の時の連絡先

- ・月曜日~金曜日の8:30~17:00 口座開設店舗へご連絡ください。
- ・上記以外の時間及び土・日・祝祭日(24時間対応) TEL 0120-082-065(集中監視センター)



佐野農業共同組合

〒327-0007 栃木県佐野市金吹町2351

TEL.0283-20-2000(代) FAX.0283-20-2319

【Homepage】<https://jasano.jp/>

【Facebook】<https://www.facebook.com/t.jasano>